延英殿と宰相処罰

―唐文宗朝の疑獄事件を中心に―

はじめに

殿宇の象徴化である(同殿の位置は、図1.大明宮図参照)。を対しいった次第でお茶を濁していた。そこで本稿では、言及できながったテーマについて論じたい。今回取り上げるのは、延英殿というがったテーマについて論じたい。今回取り上げるのは、意及できなで主に論じたのは、唐代後半期に大明宮の延英殿で挙行される議政で主に論じたのは、唐代後半期に大明宮の延英殿で挙行される議政で主に論じたのは、唐代の御前会議の制度について専著を上梓した。そこ

(聴政)の場であるが、その中核は宰相と皇帝の面談であり、その結果、延英殿と宰相が結びついて象徴化される。宰相にとって延英殿は関・粛清にも同殿が関わった。いわば、皇帝と宰相の権力関係が交錯別・粛清にも同殿が関わった。いわば、皇帝と宰相の権力関係が交錯別・粛清にも同殿が関わった。いわば、皇帝と宰相の権力関係が交錯が、それと表裏の関係として、皇帝が発動する宰相の処と立場である。それを具体的な事件によって瞥見、考察したい。する場である。それを具体的な事件によって瞥見、考察したい。なったが、それを具体的な事件によって瞥見、考察したい。

第一章 文宗朝の疑獄事件と延英殿

松

本

保

宣

(一) 序説

写を見てみよう(傍線は筆者が附記、以下引用資料も同じ)。 年(八三五)十一月壬戌(二十一日)に勃発した「甘露の変始末」による描いう衝撃的な事件は、宦官勢力(「北司」と称される)の覇権掌握と唐いう衝撃的な事件は、宦官勢力(「北司」と称される)の覇権掌握と唐皇帝の「傀儡化」の論拠ともなった。この事件で、延英殿が印象的に皇帝の「傀儡化」の論拠ともなった。この事件で、延英殿が印象的に皇帝の「傀儡化」の論拠ともなった。 宝子見てみよう(傍線は筆者が附記、以下引用資料も同じ)。

「ウンは可)星で揺り、ウンらざけっしら)だらが着こみ、長安の街に馬を走らせながら叫びつづけた。「謀事がならなかったと悟った李訓は従者の緑衣を脱がせて自分

「わしは何の罪で宮中からとおざけられるのだ。」

者はなかった。 これを聞いた人々に、李訓がお尋ね者の身になったのだと疑う

今日のような一件について相談をなされたことがあっただろうまったが、互に、「陛下は、延英殿に吾々をお召しになったとき、宰相王涯・賈餗・舒元輿の三人は、中書省に還り政事堂に集

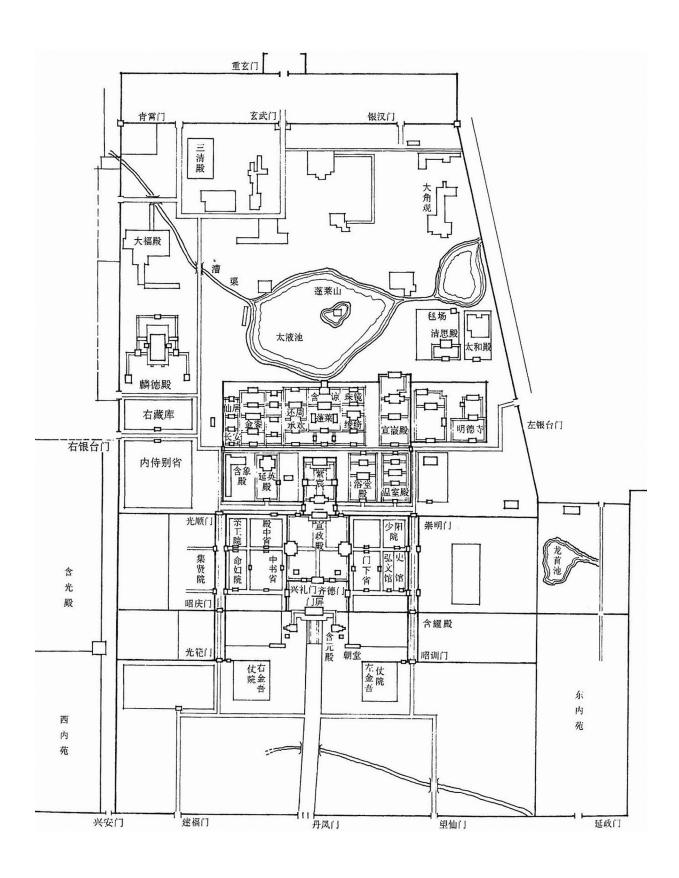


図1 大明宮図 傅熹年氏主編『中国古代建築史第2巻―三国、両晋、南北朝、隋唐、五代建築―』(中国建築工業出版社、2001年)より

か。

がそれぞれに推測せよ、というばかりであった。はどうしたことかとたずねると、皆一様に、何事も知らぬ、諸君と言いたてるばかり。部下の官僚がやってきて、今日の出来事

の条であり、傍線部分にあたる『資治通鑑』の原文は以下の通りであの条であり、傍線部分にあたる『資治通鑑』を二四五、大和九年十一月壬戌

王涯、賈餗、舒元輿、還中書相謂曰、上且開延英、召吾屬議之。

期待する言辞として読解するのである。
について)議論するのではないか」と、これからの延英殿会議開催をし、横山氏が延英殿会議を過去の出来事と見なすのに対して、筆者はし、横山氏が延英殿会議を過去の出来事と見なすのに対して、筆者は手、まさに延英を開き、吾が属を召して之を議せんとす」と読み下

下「宋申錫事件」と記述する)。
大和五年(八三二)二月に起こった宰相宋申錫の貶謫事件である(以と想定するからである。その故事とは甘露の変より遡ること四年前、開く」という了解が彼ら宰相の間にあり、それは故事に基づくものだ開く」という了解が彼ら宰相の間にあり、それは故事に基づくものだい。

一) 宋申錫事件

相に抜擢して北司の粛清を図った。宋は王璠を京兆尹に登用し文宗のいた文宗皇帝は、寒門出身の翰林学士宋申錫に心中を披瀝し、彼を宰登極以来、護軍中尉王守澄を筆頭とする宦官勢力に敵愾心を抱いて

表1である。
表1である。
ま1である。
まの非常に関くが、朝官達の諫言によって最後は宋申錫の貶謫に落ちの弟漳王湊の擁立を謀っている」と誣告させる。文宗はそれを信じての弟漳王湊の擁立を謀っている」と誣告させる。文宗はそれを信じての弟彦と次の東注が策を巡らし、神策軍都虞候豆盧著に「宋申錫が文宗密旨を伝えたところ、王璠はそれを王守澄一派に漏洩する。そこで王

しているが、本稿の主題ではないので後考を期したい。 を(A)、以下関連史料を列記したが、一覧してB『冊府元亀』巻六 とに、独自の記述もあり、史料ソースの観点から興味深い問題を提起 記述は、新旧『唐書』各列伝の記述と共通の記載がまま見られるとと 記述は、新旧『唐書』各列伝の記述と共通の記載がまま見られるとと に気づく。同史料の にでいるが、本稿の主題ではないので後考を期したい。

拠点であり、いわば外朝と内廷の接点であった。拠点であり、いわば外朝と内廷の接点であった。製である。同殿は禁中にありながら、南衙官人層が皇帝に謁見できるり、舞台となった場所を整理したのが、表3である。禁中の皇帝常居り、様々な規模・陣容の会議が開催されたが、中心となったのは延英し、様々な規模・陣容の会議が開催されたが、中心となったのは延英し、様々な規模・陣容の会議が開催されたが、中心となったのは延英し、様々な規模・陣容の会議が開催されたが、中心となったのは延英し、様々な規模・陣容の会議が開催されたが、中心となったのは延英とは異なり、結論が出るまでかなり、は、計算を表すであった。

る日であり、則ち二月二十九日から三月四日まで、通常では聴政の無も休日であり、紫宸殿での朝会儀礼(入閣)が挙行されず、君臣の面も休日であり、紫宸殿での朝会儀礼(入閣)が挙行されず、君臣の面また、表2に記載する議事が行われた 2/29・3/3・3/4 は、いずれまた、表2に記載する議事が行われた 2/29・3/3・3/4 は、いずれ

表 1 宋申錫事件関連資料

		Δ.	D		D	Е	F	C	11	т	т	17	т
H	年月	A 資治通鑑卷244	B 册670、内臣部、 誣構(宋本[])	C 旧167、宋申錫	D 新152、宋申錫		冊547、諫諍部、 直諫14	G 旧165、崔玄亮	旧唐書17下、文 宗下	新唐書8、文宗	₩547、諫諍部、	K 旧163、王質	L 旧唐書諸列伝 その他
1	7/1	其但思维·52年	誣構(宋本[]) 王守澄爲神策中 軍尉。	1077、不平频	初102、水中砌	子、懷懿太子湊 懷懿太子湊、穆 宗第六子。少寬 和溫雅、齊莊有 度。長慶初、封	W * * + *	1000、在区元	宗下	利尼日氏人小	直諫14 王質、為諫議大 夫、	11103.1.34	その他
2	大和4年830 6月	上惠宗黨者大明會 上東海 海城在左平 推 作 林 目 除		初人元宫守恃尤者姦軍中之之總宗任對言奈朝約錫幾 、禁服者等之時。 医生物	低議写與 登 、	洋土。							
3	7月11日	癸未(11)、以申 錫同平章事。		踰月、加平章 事。	踰月、進同中書 門下平章事。								
4		2001日 1 ±2-31-0		申錫素能謹直、 電遇超壓。及 大為屬。剖斷 大為屬。剖斷不相 常、望質頗不相 副。	111 1 45-410								
5					乃除王璠京兆 尹、密諭帝旨。 璠漏言、而守澄								
Ĺ		上面产由加平			增漏言、而守澄 黨鄭注得其謀。								
6	大和5年831 2月	上珠吏為旨謀弟人都誣漳主人都誣漳之日,以北上人族史為旨謀弟人都經濟十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	文宗太和五年二 月戊戌、 行传政表、得互虚 新、告、名 東一年 東一年 東一年 東一年 東一年 東一年 東一年 東一年 東一年 東一年		大和五年、遺軍 候豆盧著誣告、 中錫與漳王謀 反。	守澄門人鄉先先漳 何知其事。以上 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等							
7		tht (gr) do "				言典與節朱言子弟要節鑑又六吳熟答鄭 十最韓司與一次大克,然一次, 大京, 大宗, 大宗, 大宗, 大宗, 大宗, 大宗, 大宗, 大宗, 大宗, 大宗							
8	2月29日	戊矣(29)、(29)、(29)、(22)、(22)、(22)、(23)、(23)、(23)、(24)、(24)、(25)、(25)、(25)、(25)、(25)、(25)、(25)、(25			守將申存者召然矣對。等將申存者召然矣對。		文宗太[大]和神澄前 宋二月王等 秦,侯三郎等李,侯三郎等 秦,侯三郎等 秦,侯宗中之之。 宋之之。 宋之之。 宋之之。 宋之之。 宋之之。 宋之之。 宋之之。		戊戌(29)、神策奏 中尉王守是豆豆 得軍 以 告 等 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是		太[大]和中、王 守澄搆陥宰相 宋申錫、	大和中、王守澄 構陷宰相宋申 錫、	
9			帝中人急召,中人急召,中人急召,中人急召,此处军,他是不够,不是不得自,不是不够,不是不够,不是不够,不是不够,不是不够,不是是不是,不是是不是,不是是不是,不是是不是,不是是不是,不是是一个,他们就是这一个,他们就是一个,他们就是一个,他们就是这一个,你们就是我们就是我们就是这一个,他们就是这一个,你们就是我们就是我们就是我们就是我们就是我们就是我们就是我们就是我们就是我们就是我		時二月晦、羣司 皆休、中人 事祖、馬奔乏死 於道、易所乘以 復命。								
111		獲罪、望延英、 以笏扣頭而退。 宰相至延英、上	是日、	門 大中 大中 大中 大中 大中 大中 大中 大明 大明 大明 大明 大明 大明 大明 大明 大明 大明	申錫與生僧福、智斯 時所、李宗中一個 所,在 明本 一十一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二								
12	3月1日	己亥(1)	初以告於將靖之存於者不識原矣內 一切以告於將靖之存於者不識原矣內 一切以告於將靖之存於者不識原矣內 一切以告於將靖之存於者不識原矣內 一切以告於將靖之存於者不識原矣內 一切以 一切以 一切以 一切以 一切 一切 一切 一切 一切 一切 一切 一切 一切 一切 一一一一一一一一	初堂告即補騎申官靜反耳。 於所守肆二里會同一中南 以上于時又就錫馬於者何 以上于時又就錫馬於者何 ,以于時又就錫馬於者何 ,以于時又就多馬於者何 ,以于時又就多馬於者何 ,以于時又就多馬 一個一個一個一個 一個一個一個一個一個一個一個 一個一個一個一個一個一個一個									

		上命守澄、捕豆 盧著所告十六	右軍差人於宋申 錫宅、輔[捕]孔 目 官 張 全 貞	又遣右軍差損 持 報 報 官 明 官 明 子 終 十 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	守澄捕申錫親	工物件测放机	又差人於申錫					
14		上盧宅敬事等 帝著宫則 三 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	石場目 東 宗 宗 宗 宗 宗 所 描 別 長 に 宗 宗 の に に 宗 の の に に に の に の に の に に の に に の に に の に に の に に の に に に に に に に に に に に に に	日 日 日 日 子 子 会 経 子 十 六 年 子 ト 十 六 時 子 ト 十 大 財 子 は り よ り よ り よ り よ り よ り よ り よ り よ り よ り	守澄捕申錫親人 吏張全真、及 買子終 完 大 完 典 史 、 教 成 人 教 成 人 其 、 人 、 人 、 人 、 人 、 人 、 人 、 人 、 人 、 人	而擒朱訓等於 黃門獄、鍛鍊偽 成其款。	宅、十六宅、及 市肆、追捕胥 吏、以成其獄。					
15 16 3	月2日	師文亡命。 庚子(2)、申錫 罷為右庶子。	庚子(2)、詔、以 宋申錫爲太子右 庶子。		帝乃罷申錫為 太子右庶子。			庚子(2)、詔貶 宋申錫為太子 右庶子。	三月庚子、貶宋 申錫為太子右 庶子。			
17 3	月3日		辛丑(3)、上巳休 暇、				三月辛丑(3)、	417W 1 o	Att. J o			
18			宰書人旨僕郎事御尹中難所狀。 中中朝保丞給人兆於院。著反 中世 東華 東華 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東	文宗对、传统者、《《宋文》、《宋文》、《宋文》、《宋文》、《宋文》、《宋文》、《宋文》、《宋文			物師書給人京卿及北告狀 治保,不理書驗所反 治保,不理書驗所反 是, 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、					
19		自宏相士哲無			京師譁言相驚、 久乃定。							
20		自敢獨京兆尹在 軍工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工										
21		由是獄稍緩。正 雅、翃之子也。 晏勒則等自誠										
22		晏敬則等自誣 服、稱中錫遣王 師文、結成 王、結成、 知。獄成、										
23			切口で会(小田			居三四日、朝臣 方悟其誣構。	切りて会 回					
\vdash	月4日	壬寅(4)、	翌日壬寅(4)國 忌、 宰相復入中書、	翌日、	翌日、 延英召宰相、羣		翌日壬寅、國忌、	壬寅、				
25		1 35 77 Art III N	便赴延英召對、 廠昨日議事官.	開延英、	官悉入、初議抵申錫死、		便赴延英召對、					
26			帝前太大,親居, 前,太大大大, 就宗儒、以年老、 宣令不拜已而。	召宰臣及議事 官、帝自詢問。	僕射寶易直率 然對曰、人臣無 將、將而必誅。 聞者不然。		應昨日議事官、 上並召入、親自 詢訪。					
27		午際、(午際、方 交午漏初刻、非 正午時也。)	兩省諫官、自營 [常]侍已下、 年時、復於延 年時、帝即時召 人。				兩省諫官、自嘗 侍以下、至午 時、復於延英請 對、帝即 员人、					
28		京語 (京) 在 (宗) 在 (宗	人。 於待中大盧羅林温鄉都修出中謀訖亮今亮意即玄 居希讓補元縣直至晚四人不吾大出切以之日商 是福安五月來廣海是一下聯告日卿且接與久乃相遇。 日本海灣一八玉所帝公等言理这解享等。 是福安五月本廣海是一下聯告日卿且接與久乃相遇。 日本海灣一日卿且接與久乃相遇。 日本海灣一日, 日本海灣一里, 日本海 日本海 日本海 日本海 日本海 日本海 日本海 日本海	左給課補養体拾符等伙申不文於等言辭述 左給課補養体拾符等伙申不文於等言辭述 定國王舒係華華東人奏,納記作旅光古 等中藏辦等等居一時獻禁日卿出去學少。、 至國王行為 等等。 一王楊於至日鄉出去學少。、 至國王行為 一五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	於侍中大盧羅休温韋晦 医外口夹支愈到 於侍中大盧羅休温韋晦 医外口夹支愈到 於侍中大盧羅休萬季丁代獻 經 鄉國 清 前帝華與 屬言 這 就 所 的 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	諫官崔玄亮等 簡中級,即申 級付外勘翰。	玄中議闕褒裴章辈 與固王質.許 李夫鈞泰·寶治增去 秦李夫鈞泰·寶治增去 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次	左及人北平於付害人民權等之日滿之 在於人工作為人之而遇。 在於一天主,即是一大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大		文宗終欲加極] 文宗終欲加極] 法、領玄完而 質切練誦行外推、	文宗祭、欲加極 法。賓爾定到讓、 高僧位到讓、 請得付外推、	◆各在官於錦稱蔣令温壓台此也登電相耶問知章◆各園閣部大輔衛系等。 中國東軍和廣東縣 一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個
29		刀极口举相人、	宰相入議。				入議。					鄭注怨宋丞相 申錫、造言挾漳
30		牛—僧孺曰相、人臣申 伊 福字科字本 伊 伊 知 所 申 報 領 始 不 他 名 之 名 之 。 名 之 名 等 。 名 等 之 等 。 等 。 多 在 、 多 在 、 多 在 、 多 在 、 多 在 、 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。										申王 牢救不錫如為平。東西中國於國家大學與大學與大學與大學與一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個
31		鄭注恐覆按詐 覺、乃勸守澄請 止行貶黜。			繇是、議貸申錫 於嶺表、	鄭注輩、恐其偽 迹敗露、乃請行 貶黜。						

32					京兆尹崔琯、大 東明王王雅、茂 朝田王東中 場 勢正情状、						◆食用的人工。 ◆食用的人工。 ◆食用的人工。 ◆食用的人工。 ◆食用的人工。 ◆食用的人工。 ◆食用的人工。 ◆食用的人工。 ◆食用的人工。 ◆食用的人工。 ◆食用的人工。 ◆食品。 ◆
33	3月5日	癸卯(5)、	翌日癸卯(5)、			制曰、王者教先		癸卯、	癸卯、		
344		貶漳王湊為吳 縣公宋申錫為 開州司馬。	韶、淳王降封某 縣開國公、又部、 一 一 一 一 一 , 任 , 任 明 一 , 一 , 一 , 一 , 一 , 八 , 八 , 一 , 一 , 一 ,	文宗意稍解, 贬 申等王為果婚 若庶縣公 , 再 取 申 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明	帝悟.乃貶申衛而州,乃縣、作為縣,乃縣、中衛而州,司縣、代。 明州、元、元、宋、明、宋、明、宋、明、宋、明、宋、明、宋、明、宋、明、宋、明、宋、明		申錫遂免死、貶開州。	韶達王湊可降 為基縣公司 子朱申錫開州 司馬同正。	降封漳王湊為 集縣公。		
35	5	存亮即日請致 仕。	内官飛龍使開府 儀同三司馬存 亮、袁[表]請致								
36	5		TO. 初軍虞告[官]與典相師逆取網會受養兼著品朱官及事業一十一敬編、行一十一敬編、行一十一敬編、任一十一敬編、任一十一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一								
37	,		臣敬承得賣人 是敬承後 一時 一時 一時 一時 一時 一時 一時 一時 一時 一時								
38	3		自姓朱訓侍款、 稱取受絹五百二 十正、銀五挺。								
39)		又稱錫知 张中、 青年與事主因 然本。 東東事主因 然本。 東東事主因 然本。 東東事主因 然本。 東東等主因 然本。 東東等主因 然本。 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京								

延英殿と宰相処罰

40	問題,與激人使,對大學與與大量一門度一者讓於銀下則前得在則談公宅即依使緩發傷。					
41	宋申錫通徹 漳 王、結託他日之 事、拜取受宋申 錫銀組之版、請					
42	准法律師。 Z兩區與受數則未 民國與受數則未 是國與受數與 是國, 是國, 是國, 是國, 是國, 是國, 是國, 是國,					
43	王 斯					
44 3月6日	甲辰(6)、					
45	甲辰(6)、 即來申與巴從 別亦與巴尼斯、宋申與巴尼斯、宋申與二年、與巴尼斯、宋申與二年、吳東本內決 即數與一位,與一次中國一次,與一次 中國一次,與一次 中國一次,與一次 中國一次,與一次 中國一次,與一次 中國一次,與一次 中國一次,與一次 中國一次 中國一次 中國一次 中國一次 中國一次 中國一次 中國一次 中國					
46	學士。 管理中人無 管理中人無 有 的 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一					
47	市 一					
49	逾月、加平章事 内知。					
50	中錫素謹直、寵 遇超輩、數月之 後、剖斷循嘗、望 實不相副。					

51	既以鄭淮附行 澄、貨略大行京 策至 東、職之 市 市 京 東 、 市 京 第 東 、 市 行 京 北 中 后 兵 子 八 京 北 中 后 兵 兵 帝 八 京 北 中 后 兵 兵 兵 衛 衛 信 ら 音 ら 音 ら 音 ら 音 ら 音 ら 音 ら 音 ら 音 。 音 。 音	古北田 日本日							
52	漳王、大帝在 老人人 第七十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五	漳王湊、文宗之 愛弟望、賢而有 人望。豆 虚著 人 ஆ 職 禁軍、 與注親表。							
53	翌日奏上、其謀交織璅密。								
54	帝不省其詐、遂 罷申錫爲右庶 子。	人宗不省共祚、 乃罷申錫為庶 子。							
55	時京城偷偷、衆 庶諱書、以爲宰 相貞士 七反、 百寮震骸。	時京城恂恂、衆 庶謙真以為宰 相真連連大七謀 反、百僚震駭。				初、京師恼恼、 以宰相實聯親 王謀逆、			
56	居一二日、方審 其詐。	居一二日、方審 其詐。				三四日後、方知 誣搆。人士側目			
57	諫官伏閣懇論、 帝赫怒、叱諫官	神官伏閣釈論.				於守澄、鄭注、故諫官號泣論	由细十分報曲	由細士纵劃曲	
31	出有數四。	文宗震怒、叱諫 官令出者數四。 時中外屬望大				之、申錫方免其 禍。	申錫方従軽典、	中 拗 刀 化轻央。	
58	三數人、廷辨其事。	僚三數人廷辯 其事。							
59	僕射寶易直日、 人臣無將、將而 必誅、即君愕然。	然。							
60	唯京班,并在工程的文本工程的文本工程的文本工程的文本工程的文本工程的文本工程的文本工程的文本	唯工程 東里 東里 東里 東里 東里 東里 東里 東里 東里 東里							
61	初議申錫抵死、 顧物論不可、又 投於嶺表。	初議申錫抵死、 顧物論不可、又							
62	帝終寤外廷之 言、乃有開州之 命。	文宗終悟外廷 之言、乃有開州 之命。							
63	初中然一步, 物生, 物生, 物生, 中外生, 中外生, 中外生, 中外生, 中外生, 中外生, 中外生, 一人巨負妻, 一人巨負妻, 一人巨負妻, 一人巨负妻, 一人巨负妻, 一人巨负妻, 一人巨负妻, 一人巨负妻, 一人巨负妻, 一人巨负妻, 一种, 一种, 一种, 一种, 一种, 一种, 一种, 一种	初期意第素要為極了日厚來成為專中 明計學的。 一中服其次人力(京惠、 初) 一時的主版出報外。 一時的主版出報外。 一時的主版日報數解 一時的主版出報外。 一時的主版出報外。 一時的主版出報外。 一時的主版出報, 一時的主版出報, 一時的主版出報, 一時的主版出報, 一時的主版出報, 一時的主版出報, 一時的主版出報, 一時的主版出報, 一時的主版出報, 一時的主版出報, 一時的主版出報, 一時的主版出報, 一時的主版出報, 一時的主版出報。 一時的主版出報, 一時的主版出報。 一時的主版出報, 一時的主版出報, 一時的主版出報, 一時的主版出報, 一時的主版出報, 一時的主版出報, 一時的主版出報, 一時的主版出報, 一時的主版出報, 一時的主版出報, 一時的主版出報, 一時的主版出報, 一時的主版出報, 一時的主版出報, 一時的主版出報, 一時的一時的, 一時的主版出報, 一時的主版出報, 一時的主版出報, 一時的主版出報, 一時的主版出報, 一時的主版出報, 一時的主版出報, 一時的主版出報, 一時的主版出報, 一時的主版出報, 一時的主版出報, 一時的主版出報, 一時的主版出版, 一時的主版出版出版, 一時的主版出版, 一時的主版出版, 一時的主版出版, 一時的主版出版, 一時的主版出版, 一時的主版出版, 一時的主版出版, 一時的主版出版, 一時的主版出版, 一時的主版出版, 一時的主版出版, 一時的主版出版, 一時的主版出版, 一時的主版出版出版, 一時的主版出版。 一時的主版出版, 一時的主版, 一時的, 一時的 一時的 一時的 一時的 一時的 一時的 一時的 一時的 一時的 一時的	既命責負毛起抵衛為反應,外謂天申孤蒙組所者						
64	甲時日 店內以 及風多條 風名電子 風光電子 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個	中期日店付送东 及為宰相、以時 風侈靡、居要位 者尤納賄賂、遊 成成俗、不暇更 成成俗、不暇更 元時甚相背矣。	以清節 左者納 弘俗、						
65	申錫索 生 从 外 公 唐 華	申錫至此、約身廉 流力以分廉 為己在、無所受司,還 、一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	臣、凡 七一年, 在 一年、 一年、 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年						
67	月9日 「末年、9) 「京日、京本、京本、京本、京本、京本、京本、京本、京本、京本、京本、京本、京本、京本、								
68	用短床液。 申錫雖為冤論 姦人尚未與下 後、早外為寬解。								
69	玄亮、磁州人。 質、通五世孫。 係、父之子。元								
70	褒、江州人也。 晏敬則等坐死 及流竄者數十								
71	首人、								
72				(玄亮爲右散騎 常侍、					
73				太[大]和中、宰 相宋申錫爲鄭 注所搆、	來年、宰相宋申 錫為鄭注所構、				
ш				(工力13時、					

Г	1					從自由起 古師	傑自內起 古師				
7	4					獄自内起、京師 震懼。	震懼。				
7	5					日日。	玄亮首率諫官 十四人、詣延英 請對、與文宗往 復數百言。				
7	6					帝初不省其諫、 欲寘申錫於法、	文宗初不省其 諫、欲置申錫於 法。				
7						(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	玄軻日也、之置之。 大者 古人 大者 古人 大者 古人 是一个人,大者 可是一个人,大者 可是一个人,一个人,一个人,一个人,一个人,一个人,一个人,一个人,一个人,一个人,				
7	8					帝爲感寤。	文宗為之感悟。				
7	9 大和7年833 7月	申錫竟卒於貶所。	七開錫由 在 明	七年、感憤卒、有詔鑄葬。		玄亮絲此名重為 就疾,以疾 以疾 以疾 以疾 以疾 以疾 以 炎 之 以 炎 之 以 之 以 、 之 以 兵 、 以 兵 、 以 兵 、 以 兵 、 以 兵 、 、 之 其 所 所 。 、 本 其 所 所 。 、 本 其 所 所 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	玄於疾相, 京朝, 京朝, 京朝, 京 京朝, 京 京 京 京 京 京 京 京 京 是 成 , 乃 常 校 般 表 外 是 使 授 被 裁 、 乃 常 之 。 是 。 是 。 是 。 是 。 是 。 是 。 是 。 是 。 是 。		質為中人側目、 教政出為號州 刺史、	質為中人側目、 教政出為虢州 刺史。	
8	0 大和8年834				八年薨、贈封齊王。						
8	1 開成元年836 9月		開戚 在 年 在 市	口机造性大压							
8	2 開成3年838 正月				郵漆之月終況手縮元王擢知治磐社精妙造風風數以不氣之追之已典特泉儀之廟數子命法惟開則王及之草之李本该親、裝有青沙原子的一般可是,其是草地,如此是有一个人,因此是華地,但是一个人,因此是華地,但是一个人,因此是華地,但是一个人,可以是華州的人,也可以是一个人,我们就是一个人的,我们就是一个人们就是一个一个人,我们就是一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个						
8	3 会昌2年842			會昌二年、賜謚 日貞。							
\Box			 								

表2 宋申錫事件の推移

		老儿 五		#1 e # P
		事件概要	備考	表1の番号
2月29日 晦日	[1]	護軍中尉王守澄が、宋申錫と漳王湊の謀反を奏 上		6~8
	[2]	王守澄、 浴堂殿 にて200騎で宋申錫の家を屠る ことを提議		8 · 12
		→飛龍使馬存亮の反対で断念。南衙宰相の協議 開催を決定	文宗と北司の会議	8 · 12
	[3]	文宗、宋申錫を除く宰相を 延英殿 に召集し、王 守澄の奏状を示す	旬日(休暇の日)に宰相を急遽 召集(非時召対)	11
3月1日	[4]	王守澄、文宗の命で十六宅及び宋申錫関係者を 逮捕し、禁中で鞫獄	禁中での詔獄	14
3月2日	[5]	宋申錫を右庶子に降格		16
3月3日 上巳休日	[6]	宰相、中書(中書門下)に入る		18
	[7]	文宗、延英殿に出御、宦官を派遣して勅旨を宣 す		18
	[8]	師保・僕射・尚書丞郎・散騎常侍・給事中・諫 議大夫・中書舎人・御史中丞・京兆尹・大理卿 を召集し、中書(省?)と集賢院で事案の検討 を命じる		18
	[9]	京兆尹崔琯・ <u>大理卿</u> 王正雅、上疏して内獄から 外廷に案件を出すことを主張	治安・司法関係者の抵抗	20 · 32 · 60
	[10]	晏敬則等自供し、獄案成立		22
3月4日 国忌の日	[11]	宰相が中書に出勤		25
	[12]	延英殿召対	休日に非時延英召対(宰相)	25
	[13]	三師三公以下台省府寺大臣(昨日の議事官)を 延英殿に召対 →文宗自ら諮問	休日に非時延英召対 (高官)	26
	[14]	両省の諫官が請対→正午過ぎに延英殿に召対	非時延英請対 (両省諫官)	27
	[15]	崔玄亮ら諫官の諫言→文宗の態度軟化	諫官の延英殿における直諫	28
	[16]	文宗、宰相を延英殿召対	非時延英召対 (宰相)	29
	[17]	宰相牛僧孺の諫言		30
			宰相の諫言→北司勢力の妥協	31
3月5日	[18]	漳王湊の降格・宋申錫の貶謫決定		34
	[19]	飛龍使馬存亮の致仕		35

表3 宋申錫事件 議事の場

			次3 木甲跡争け 磯争	<i>₹7-9</i> 0	
前掲事件 概略のナ ンバー	日付	場所	議事構成員	その場での出来事	備考
[2]	9月29日	浴堂殿	文宗・北司	疑獄の発端	旬休の日
[3]		延英殿	文宗・宰相	疑獄の公表	
[6]	3月3日	中書	宰相	宰相達の待機	上巳の休日
[7]		延英殿	文宗	文宗、宦官を派遣して勅旨を宣 す→集議を発令する	
[8]		中書省・ 集賢院	群臣	群臣の集議	
[11]	3月4日	中書	宰相	宰相、休日出勤、待機	国忌で休日
[12]		延英殿	文宗・宰相	集議を発令する	
[13]		延英殿	文宗・宰相・高官	文宗、宰相・高官へ試問	
[15]		延英殿	文宗・両省諫官	諫官の諫言奏上	
[16][17]		延英殿	文宗・宰相	宰相の諫言→最終的な意思決定	

禁中	浴堂殿	皇帝常居の殿、極秘奏事の場
	延英殿	皇帝の発令と、外廷臣僚との協 議の場

1	中書省	N 八字族の焦達の相
3	集賢院	外廷官僚の集議の場

皇帝・宦官(北司)の協議

皇帝・朝官(南衙)の協議

も定例の会議ではない。皇帝に面会を求める(非時請対)か、どちらかであり、いずれにして的に皇帝の発意で臨時に召対するか(非時召対)、臣僚の発議で臨時にい日程であった。従ってこの間に御前会議を開催するとなれば、必然

「皇帝による召対(特召)…[3][12][13][14][16]
宋申錫事件における御前会議(開延英)開催の方式

※ 2/29・3/3・3/4 は休日…延英殿の非時開催

-臣僚による請対…[4]→「非時請対」

記される。 次に、表1・2に基づき宋申錫事件における意思決定の過程につい

|月二十九日晦日

述べる(表1-8-A、表2-1・2)。家を屠ることを提案した。これに対して飛龍使の馬存亮が反対意見を守澄の誣告を受容したところ、王は直ちに禁軍を出動させ、宋申錫の不登殿において、皇帝と北司首脳との会議が開催される。文宗が王

與議其事。守澄乃止。 屠申鍚家、飛龍使馬存亮固爭曰、如此、則京城自亂矣。宜召他相戍戍[二九日]、守澄奏之、上以為信然、甚怒。守澄欲即遣二百騎

よって鎮圧した実績と、他ならぬ文宗自身が王守澄ら北司・禁軍の武おいて、宮中で勃発した反乱を護軍中尉率いる神策軍が迅速な出動に先代敬宗皇帝の治世中に勃発した張韶の乱(長慶四年八二四年四月)に相族滅が引き起こされる可能性があった。随分と乱暴な話であるが、すなわち、禁中の皇帝と北司の協議のみで、禁軍の武力行使による宰

力クーデターと皇族粛清によって擁立された(宝暦二年八二六年十二力クーデターと皇族粛清によって擁立された(宝暦二年八二六年十二力クーデターと皇族粛清によって擁立された(宝暦二年八二六年十二力クーデターと皇族粛清によって擁立された(宝暦二年八二六年十二力クーデターと皇族粛清によって擁立された(宝暦二年八二六年十二

り、それ自体が皇帝の存在を象徴していたといえる。して退く(表1-11)。延英殿の正門である延英門は皇帝への関門であは召集から漏れており、それによって事態を悟った宋は延英門を望見かくて、休日の宰相召対となったが、宰相陣の一員であった宋申錫

支宗は延英殿にて路随・李宗閔・牛僧孺の三宰相に豆盧著の告発状文宗は延英殿にて路随・李宗閔・牛僧孺の三宰相は驚愕するのみで具体的な議論がなされたという記述はなが、三宰相は驚愕するのみで具体的な議論がなされたという記述はなが、三宰相は驚愕するのみで具体的な議論がなされたという記述はない(表1-11、表2-3)。翌三月一日は、湊王と宋申錫の関係者が神い(表1-11、表2-3)。翌三月一日は、湊王と宋申錫の関係者が神い(表1-11、表2-3)。

三月三日

バ 院の二箇所を会場として挙行された(表1-18、表2-8)。参加メン 給事中・中書舎人、 たのは三師クラス、 遣して勅旨を宣示し(表2-7)、百官集議の開催を命じた。 この日は上巳の休日であったが、文宗は延英殿に出御し、 1 ・は大略三省官と司法・監察官である。この際、 御史中丞、 僕射以下の尚書省幹部、 京兆尹、大理卿であり、 中書・門下両省の諫官と 宰相は事前に中書 中書省と集賢 召集され 宦官を派

集議の際の行動かもしれない。
に出して再度取り調べを行うよう要請したが(表2-9)、或いはこの黙する一方で、京兆尹と大理卿が上奏文を連ね、獄案を禁中から外廷能性がある。表1-20A、表1-32D・Lによると、宰相たち重臣が沈(中書省内の「中書門下」=宰相府)にいたので、集議に参加していた可

三月四日

移行したと言える。

移行したと言える。

移行したと言える。

移行したと言える。

移行したと言える。

の日は国忌でやはり休日であったが、宰相達は中書で待機しているの日は国忌でやはり休日であったが、宰相達は中書で待機しているの日は国忌でやはり休日であったが、宰相達は中書で待機しているの日は国忌でやはり休日であったが、

表2-15)。
表2-15)。

ら構成されることがわかる。南衙朝官達の議事の機会は総計八回であ以上、宋申錫事件における意志決定過程は、御前会議と百官集議か注が妥協したことで宋申錫の誅殺は免れ、貶謫となった(表1-31)。(表1-29・30、表2-16・17)、そうした状勢に鑑みた誣告の首謀者鄭再び延英殿に招待された宰相達のうち、牛僧孺が宋申錫を弁護し

御前会議五回…[3][12][13][14][16]

百官のみの集議一回…[8]

-宰相府での宰相会合二回…[6][11]

議で御前会議にあたる。残る一回[7]については後述する。 延英殿に文宗が出御したのは前後六回、そのうち五回は臣僚との協

代宗皇帝の故事を踏まえたものと考える。 さて、[7]の文宗皇帝単独での延英殿出御と下命であるが、筆者

造して、取り調べを自ら指揮したという。 大暦十二年(七七七)三月二十八日、代宗皇帝はかねてから計画し 大暦十二年(七七七)三月二十八日、代宗皇帝はかねてから計画し 大暦十二年(七七七)三月二十八日、代宗皇帝はかねてから計画し

相粛清を指揮する拠点として機能した。

「はなく、皇帝が単独で延英殿に出御し、宦官などを通じて外廷を指ではなく、皇帝が単独で延英殿に出御し、宦官などを通じて外廷を指な慎重な性格もあって百官の集議を下命したものであろう。御前会議これに対して文宗の場合、突発的な獄案発生であり、後述するよう

僚が各々の職責の立場から反対し、それが翌四日の延英殿諮問会議にず、三月三日集議をきっかけとして、京兆尹・大理卿ら治安・司法官御前会議の開催によって文宗の方針に揺らぎが生じたことによる。ま一方、北司が宋申錫誅殺を断念したのは、度重なる集議及び延英殿

に乗った宰相の説得が決め手となったのである。
再度皇帝面前に至り道義に訴える諫言を行った。こうした臣僚の行動したであろう諫官たちは、非常時の面会要求(非時請対)によって、繋がる。そして皇帝と直に対面して、現状についての「感覚」を把握

しており、宦官勢力の恣意的な軍事力の発動は抑止された。 出ており、文宗皇帝の個性故であろうが、官僚達の面前に出て意見聴 取する姿勢が目立つ。また、文宗は一旦、外廷南衙に事案の処理を委 取する姿勢が目立つ。また、文宗は一旦、外廷南衙に事案の処理を委 取する姿勢が目立つ。また、文宗は一旦、外廷南衙に事案の処理を委 しており、宦官勢力の恣意的な軍事力の発動は抑止された。

る」に繋がるのである。
たち宰相を召して変事の一件について議論することを予測(期待)すり、四年後の王涯らの態度「文宗皇帝は延英殿を今から開いて、自分以上の宋申錫事件に関わる事案処理の過程が、一種朝廷の故事とな

しかしながら甘露の変においては、

というありさまで、護軍中尉仇士良ら宦官によって禁中に連行され神策副使劉泰倫、魏仲卿等、各帥禁兵五百人、露刃出閤門討賊。金士良等知上豫其謀、怨憤出不遜語。上慙懼不復言。士良等命左右

和五年の馬存亮の予言が現実のものとなったのである。安城内の騒乱状況が現出した。「則ち京城自ずから乱れん」という大た文宗は指導力を失い、続く神策軍による宮城内の殺戮、さらには長というありさまで、護軍中尉仇士良ら宦官によって禁中に連行され

一)付論―その後の文宗と賀蘭進興事件―

の傀儡とみなす見解が存在するが、筆者はそれに対して異議を提示し、従来、甘露の変以後の文宗、ひいてはその後の歴代唐帝を宦官勢力

施策を箇条書きにすると以下のようになる。 にそれが現れている。筆者の旧稿に基づいて文宗皇帝の甘露の変後の堅持(かつ顕示)し、聴政すなわち御前会議に熱心に取り組んだことできた。甘露の変後の開成年間においても、文宗皇帝が勤政の態度を

問した。[大和九年(八三五)十二月三日の勅] させることとし、その後、しばしば宰相退出後に彼ら起居官に諮起居郎や起居舎人といった記注官を残留させ、議政の次第を記録 A 紫宸殿での朝会儀礼(入閣)終了後の御前会議(仗下奏事)に、

て諮問することにした。[大和九年十二月の勅] B従来、聴政が行われていなかった毎月朔・望日に刑法官を召対し

六)正月九日の勅] し、有名無実化していた同制度を活性化した。[開成元年(八三し、有名無実化していた同制度を活性化した。[開成元年(八三C紫宸殿朝儀の際の諮問要員である「待制官」の奏対の儀注を作成

年三月の措置] 年三月の措置] 年三月の措置] 年三月の措置] 年三月の措置] 年記に新たな諮問要員「祗候官」を創始する。[開成元

月の勅] (宮中での謝恩儀礼)を厳格に実行し、さらに正新任刺史の「中謝」(宮中での謝恩儀礼)を厳格に実行し、さらに

掛け(A)でもあった。すなわち宋申錫事件で発揮された、官僚達にら面接確認を行い(E)、自己の勤政ぶりを後世に顕示するための仕諮問制度の強化(ABCD)、宰相主導の地方長官人事に対して、自求自然主義の強として延英殿の他に、従以上、文宗の諸々の施策は、御前会議の場として延英殿の他に、従

直に意見聴取する彼の性向を制度化したものと言える。

る。それを裏付ける傍証が次に述べる疑獄事件である。 よったなどとは考えられず、③ 当然の事ながら、これらの方針は 文宗個人の意図に基づくものと想定でき 「跋扈」する宦官勢力の慫慂に

記。 号を振り改行するなどして、 亀』巻五四七、 である 妖賊」 それは、 賀蘭進興を、 (以下「賀蘭進興事件」と呼称する)。 その事件の詳細は 開成四年 諫諍部、 文宗皇帝が自ら内殿にて取り調べたという一件 (八三九)、左神策軍護軍中尉仇士良が告発した 直諫一 記述を整理して掲載する 四に記載があり、 以下、 (傍線は筆者附 出来事毎に番 『册府元

高元裕為御史中丞時、 開成四年

勘、 并徒黨五十九人、 ①左神策軍護軍中尉仇士良奏、得百姓趙倫状、 各得伏款。 妄説禍福、 附會讖書、 欲謀大逆、 告造妖賊賀蘭進 軍司追 推 興

②文宗慮冤濫、 召於宣和 殿 親自 鞫問

③然付軍司、 令於東市狗脊嶺、 集衆斬決。

事、 聚衆、 公共、 廢彝典。 加覆問。若無同異、 便成其獄。三尺之法、 ④元裕上疏、 關國體、 刑貴正名。 恣為兇狡、 彰陛下慎刑之意、 其略曰、 不敢不論 合就嚴刑。 今刑部・大理、 便正刑書。 伏以、 無所憑依。 快兆人共棄之心。 臣亦料軍中推窮、 左神策軍所推妖囚、 則凡在中外、 伏乞以元惡三人、付大理寺、 皆是陛下掌獄之官、 臣忝風憲、 皆知事。 必得情實。 訪聞、 歸有司、不 都不關知 得議刑政 其徒結黨 然獄宜 重

疏入、未報

⑤起居舎人魏謩上 一疏曰、 臣伏聞、 傳説宮中捕捉造妖徒黨、 在外人

> 姓、 情洶洶、 其大體、 陛下好主之徳契、前哲恤刑之心。 臣深慮、 以陛下愛育生霊、 直 陛下近對法官、必将訪獄。臣伏想、 有陥平人。 枝葉、不遺蔓延。嗚呼、 未経臺府。 即皆戴胄之守職也。 宜從府縣鞫尋。 冀不紊於刑 旦夕詔下、忽有冤人。既當發生之時、 深所不安。恐涉詿誤之嫌、 咸懐斯懼、 如罪状昭然、 不欲一物失所。 冀各盡情、 遁不保生滋蔓。儻深為患不小、今切在早去 且獄不在有司推劾、 始可從法。 如事繋軍人、即委軍中推勘。 免稱冤死。 伏請重勅法司再令疎理。 此則事關刑戮、 其間輕重須有等差。 或爰愛憎而起。 此際官吏、豈能直言、 臣伏以、 法官亦焉得細知。 切要審令詳覆。 不可輕易処置。 當今聖代不宜 況事出軍鎮, 臣竊知、 如名該百 豈惟全 如能 成 伏

章疏奏上。

⑥遽降中使、 宜令且停斬決。

状款験、 奏。 辟 7韶、 兀 断、 人 與衆棄之。斯亦舊章、雅當依允。其妖賊徒黨、 冀免停留。 軍司所推鞫、 依前軍中及状内推勘、 節目並無参差。 今高元裕及魏謩等論奏、 妖賊賀蘭進興等五十九人。 縁是妖逆之徒、 餘並宜付御史臺重覆。 不同尋常刑獄、 請付法司覆問、 昨令宰司詳覆、 除白身及官健 限三日内聞 重慎刑 便令裁 推

勅処置。 8翌日、 臺司 奏、 差侍御史王初 重 覆 與軍中所申無差。 遂依前

有妖語。 9 先是、 藍田県百姓賀蘭進興、 聚集郷村百姓、 為念仏會。 因之妄

軍鎮捕捉、 横及無辜、 以要財賄 貧者多至自誣

及付臺之後、 皆望有所申明

然而推官怯懾、 迎風聴從、 不敢異同其事、 人皆惜之。

この記事を整理すると、以下のようになる。

[1]左神策軍護軍中尉仇士良が検挙した「妖賊」賀蘭進興(①)

を、文宗皇帝が自ら宣和殿にて取り調べる (②)

[2]宰相の詳覆 (⑦)

[3]神策軍に処置を委ねて斬刑に処す(③)

[4]御史中丞高元裕・起居舎人魏謩の抗議(④・⑤)

[5]処刑を止め、御史台に重覆させる(⑥・⑦

[6]結局、前勅によって処分 (⑧)

[7]事件の解説と、識者の意見(⑨)

い分に従ってしまい、失望を招いたということである。 冤罪が晴らされるものと期待したが、担当の侍御史が怯懦で軍司の言た。案件が御史台の審覆に附された([5])ことで、識者はそうしたた。案件が御史台の審覆に附された([5])ことで、識者はそうしたが。 妻子したので、それを軍鎮が摘発したが、捜査の過程で軍人が賄賂 [7]の解説文によれば、藍田県の百姓賀蘭進興が、念仏会の場で

殿」で自ら取り調べた(②)と言うのであるから尋常では無い。はある。しかし、その過程に注意すると、文宗が主体的に内殿「宣和た、という失敗の顛末であり、皇帝・南衙の無力を印象づける事例で要するに仇士良配下の禁軍の横暴を、文宗も南衙も正し得なかっ

ついた可能性がある。また起居舎人魏謩は文宗が重用した官僚であた文宗の刑獄に対する関与の実践が、宣和殿での「取り調べ」に結びおり、間接的にその制度が継続されていたことを裏付けるが、こうしねんとす」とあるのは、前掲開成年間の施策Bの刑法官召対を指して⑤の魏謩の上奏文に言う「陛下近ごろ法官に対し、必ず将に獄を訪

た。施策は決して空文ではなく、現状に幾ばくかの影響をもたらしてい施策は決して空文ではなく、現状に幾ばくかの影響をもたらしていり、前掲開成年間の施策Aで文宗の諮問を受けていた。開成年間の諸

さらに、この疑獄事件は、結末は異なるものの前半部分において、

皇帝・北司の妥協(則ち事案の南衙への移管)議(南衙司法官司の抵抗)→起居舎人の諫言(広義の諫官的活動)→宦官の摘発→皇帝の親裁・是認→宰相の追認→御史台の反発・抗

う。

・朝官(南衙)の従属といったイメージに修正を迫る事案であろ帝・朝官(南衙)の従属といったイメージに修正を迫る事案であろお末は決して大団円と言えないが、宦官勢力(北司)の独覇と、皇するに甘露の変以降の南衙権力回復の努力の一環と見なせる。疑獄のという過程をたどり、前掲宋申錫事件と類似の構図を描いている。要

第二章 文宗朝以後の余波

稿では仮に「楊嗣復・李珏事件」と呼称する。 精していた前宰相楊嗣復・李珏に向かう。この両前宰相の処罰案を本れてしまい、文宗の弟武宗が仇士良一派によって擁立されるからである。そして仇士良及び新皇帝武宗の標的はさらに劉弘逸・薛季稜と連まは、その没後、しっぺ返しに遭う。文宗が後継者に指名していた陳宗は、その没後、しっぺ返しに遭う。文宗が後継者に指名していた陳宗は、その没後、しっぺ返しに遭う。文宗が後継者に指名していた陳宗は、その没後、しっぺ返しに遭う。文宗が後継者に指名していた陳宗は、その没後、しっぺ返しに遭う。文宗が後継者に指名していた陳宗は、その決議を表

一)楊嗣復・李珏事件

(①~③)。以下に事件の概略を示す。
『文武両朝献替記』(以下、『献替記』と呼称する)が引用されている『文武両朝献替記』(以下、『献替記』と呼称する)が引用されている『文武両朝献替記』(以下、『献替記』と呼称する)が引用されている当該事件の顛末を『資治通鑑』巻二四六、会昌元年三月の条によっ当該事件の顛末を『資治通鑑』巻二四六、会昌元年三月の条によっ

三月二十四日

李徳裕はこの日に諫争の上奏文を執筆している(表4-②)。復・李珏二宰相誅殺の使者が派遣される(表4-2)。『献替記』では、この日、枢密使劉弘逸・薛季稜が誅殺され、貶謫されていた楊嗣

三月二十五日

文を上奏させた(表4-5)。 (表4-4)。これについて、『献替記』では李徳裕が他の三宰相に昼食を取らせ、自身は自室で開延英を請求する上奏文を執筆したと記しているらせ、自身は自室で開延英を請求する上奏文を執筆したと記しているらせ、自身は自室で開延英を請求する上奏文を執筆したと記している。 (表4-4)。これについて、『献替記』では李徳裕が他の三宰相に昼食を取事を終れる。

刑を批判し、延英殿開催を請願している(表4-5)。出して諫めており、宰相に謀ること無く、直ちに中使を派遣しての処この上奏文中において、李徳裕は文宗朝の宋申錫事件を引き合いに

判し、延英殿開催の請願を枢密使に託している(表4-⑨)。でれたので(表4-⑧)、宰相への事前の諮問なく断行されたことを批で)。その場で誅殺の対象が楊嗣復・李珏両名であることが明らかに長七-⑥)と共に枢密使を中書に招いて事実確認をしている(表4-%)、午時になって第二状を上する呈しても皇帝の返答は無く(表4-⑤)、午時になって第二状を上する

のは自分しかいないとまで述べている(表4-①)。 裕は他の宰相及び両省官達を集めて自重を求め、この事態を打開するが召対された(表4-6・⑩)。『献替記』の記述では、この際、李徳晡時(『献替記』では申時、午後四時ごろ)に、延英殿が開かれ宰相達

しているのが興味深い (表4-8・9)。 -11)、この際、宰相が皇帝御前で着座するか否かを楯にとって諫争延英殿での説得の様子は『資治通鑑』本文の方が詳細で (表4-7

べられる(表4-15)。最後に中使の召還、二人の元宰相の貶謫が述望示させた(表4-3)。最後に中使の召還、二人の元宰相の貶謫が述4)、『献替記』では、李徳裕を通じて丞郎・両省官達に皇帝の裁断を武宗の愚痴とそれをたしなめる李徳裕のやりとりが続き(表4-12〜武宗の愚にこれを釈す」(表4-10)という武宗の允許のあと、

たらされた要因は何故であろうか。は、先述の賀蘭進興事件よりも困難な案件であったが、その成果がも宰相陣が挑戦し、それを阻止したというものである。朝官達にとってこの事件は要するに、専権宦官仇士良とさらには武宗皇帝の意図に

性があり、李徳裕達にも深刻な状況である。 の変等の前代の教訓に鑑みると、将来自分たちに跳ね返ってくる可能は、現宰相陣にとっても看過し得ない問題である。宋申錫事件や甘露[1]事の重大性。北司と皇帝の一存で前宰相が誅殺されるというの

裕伝に、 「2]宰相主導。[1]の理由からこの案件は宰相が主体的に当たっ に当たった。これに対する武宗の反応は、『新唐書』巻一八○、李徳 あったが、李徳裕は両省官(主に諫官)に自重を求め、宰相陣で説得 まったが、李徳裕は両省官(主に諫官)に自重を求め、宰相陣で説得 に当たった。宋申錫事件は、最終局面で宰相牛僧孺が重い腰を上げたものの、

表 4 楊嗣復・李珏事件

1 (841) 3月 湖南観察使、李珏出為桂管觀察使、土良屢潛弘逸等於上、動上除之、 2 3月24日		以 4 1/m門沒 · 子址事[T
1 (341) 3月 湖市観察使、李珏出為挂管觀察使、土良屢需以及等於上、動上除之、 2 3月24日 乙未 (24)、賜弘逸、季稜死、造中使咸潭、桂州誄嗣復及珏。	日付・備考	#考 概略
3 月部尚書杜悰奔馬見李德裕曰、天子年少、新即位、茲事不宜手滑。 4 3月25日 丙申(25)、德裕與雄珠、崔耶、陳夷行三上奏、 又遊樞密使至中書、使入奏。以為、德宗疑劉晏動緒東宮而殺之、中外咸以為冤、兩河不 茲宏懼。得以為辭。德宗後如。錄其子孫。文宗疑宋申獨交通藩邸、院論至死。既而追悔 由弟高國。其時若有罪愿、之更加重於。必不可答、亦常先行訊勒、俟罪狀者自、誅之 今不謀於臣等。遂遣使誅之、人情莫不震駭。顧開延英賜對。 6 至晡時(15~17時)、開延失、召德裕等入。 德裕等达沸極言、陛下宜重慎此學、毋致後悔。 8 上日、朕不悔。三命之坐、 10 久之、上乃日、特為卿等釋之。 6 密名等日、臣等顧陛下免二人於死、勿使既死而衆以為冤。今未奉聖旨、臣等不敢坐。 11 德格等国、医等顧陛下免二人於死、勿使既死而衆以為冤。今未奉聖旨、臣等不敢坐。 12 並日、朕嗣位之際、宰相何皆比敷。奉珏、季稜志在陳王、(陳王、成美也。)嗣復、弘逸書云、始何不效則天臨別。縣使安王得志、朕那復有今日。 徳希等日、茲事曖昧、盧實難知。 14 上日、楊妃曾有疾、文宗聰其弟玄思入侍月餘、以此得通指意。朕細詢內人、情狀皎然 也。 第13 德治等已、茲事曖昧、盧實難知 14 上日、楊妃曾有疾、文宗聰其弟玄思入侍月餘、以此得通指意。朕細詢內人、情狀皎然 也。 第2 過二使、(二使一往潭、一往桂。) 更貶嗣復為瀾州刺史、李珏為昭州刺史、裴夷直為 月后。 胡三名注 (考異曰・中略・・獻替記曰、 會昌元年三月二十四日、偶椒在宅、向晚間有中使一人向東、一人向南、處置二故相及裴 余遣及問鹽藏權相、度文杜尚書、京兆盧尹、皆言問有使去、不知其故。 第13 一十五日早入中書、崔相珠續至、崔耶次至、陳相最後至、已巳時矣。 金令三相會食、自歸聽寫狀、請開延英賜對。 第14 全年、至中書問有此事無。 第15 連新經藥。 至午、又自寫第二狀封進、 第2 華華養養、至年、又自寫第二狀封進、 第2 華華養養、至年書問有此事無。 第2 華華養養、至中書問有此事無。 第2 華華養養、至中書問有此事無。 第2 華華養養、此事至重、陛下都不訪問、便造使去、物情無不驚懼。請附德裕奏。聖旨若疑 故、請先自遠眩、惟此一事不可更行。德格等至夜不敢雖中書、請早閒延英賜對。		有 初、知樞密劉弘逸、薜季稜有寵於文宗、仇士良惡之。上之立、非二人及宰相意、故楊嗣復出為 湖南觀察使、李珏出為桂管觀察使。士良屢譖弘逸等於上、勸上除之、
4 3月25日 丙申(25)、德裕與崔珙、崔鄲、陳夷行三上秦、 又遵樞密使至中書、使入秦。以為、德宗疑劉晏動搖東宮而殺之、中外咸以為冤、南河不会恣懼、得以為辭。德宗後與 錄其子係。文宗疑宋申錄交通謙邸、宽誦至死。既而追協一分不讓於臣孽、邊遣使誅之、人情莫不震駭。顧開延英賜對。 至晡時(15~17時)、開延失、召德裕等入。 德裕等这谛極言,陛下宜重慎此學、母發梅。 上日、朕不悔。三命之坐、 德裕等时、严辱题降下免二人於死、勿使既死而衆以為冤。今未奉聖旨、臣等不敢坐。 德格等日、臣等願陛下免二人於死、勿使既死而衆以為冤。今未奉聖旨、臣等不敢坐。 人之、上乃日、特為轉等釋之。 德格等日、臣等願陛下免二人於死、勿使既死而衆以為冤。今未奉聖旨、臣等不敢坐。 人之、上乃日、特為轉等釋之。 德格等時、陸野縣。上召升坐、 北西、安主州傳史、安主制專所楊紀。楊起謂立安王、故玄然。)嗣復、弘之之主、帝之,於國之之之,於不發則。陳上猶是文宗遺意,安主制專所楊紀。楊起謂立安王、故玄然。)嗣復、弘之之。 德格等日、茲等暧昧、盧實難知。 上日、极如等有疾、文宗聽其弟玄思入侍月餘、以此得通指意。朕細詢內人、情狀皎然也。 遂追置二使、(二使一往潭、一往桂。)更贬嗣復為瀾州刺史、李珏為昭州刺史、裴夷直為月。	2 3月24日	乙未(24)、賜弘逸、季稜死、遣中使就潭、桂州誅嗣復及珏。
5 又邀權密使至中書、使人奏。以為、德宗疑劉晏動搖束宮而殺之、中外成以為冤、兩河不茲密權、得以為辭。德宗後飾。錄其子孫。文宗疑宋申錫交通淮郎、寶繭至兒。既而追悔出鄉。稅、五等者有罪惡、之更加重能。公不可容、亦善先行訓輸、俟罪狀著白、誅之今不謀於臣等、逃遣使誅之。人情莫不震駭。顧開延英賜對。 6 至晡時(15~17時)、開延英、召德裕等入。 7 德裕等边鄉極言、陛下宜重慎此舉、母發後悔。 8 上日、朕不悔。三命之坐、 9 德裕等日、臣等顧陛下免二人於死、勿使既死而衆以為冤。今未奉聖旨、臣等不敢坐。 10 久之、上乃日、特為卿等釋之。 11 德裕等屆下陪興路 上召升坐、 12 數日、朕嗣位之際、宰相何魯比數。李珏、季稜志在陳王、(陳王、成美也。)嗣復、弘逸主、姑何不效則天臨朝。婦使安王得志、朕那復有今日。 13 德裕等日、茲事曖昧、虚實難知。 14 上日、楊妃曾有疾、文宗聽其弟玄思入侍月餘、以此得通指意。朕細詢內人、情狀皎然也。 15 遂追還三使、(二使一往潭、一往桂。)更貶嗣復為潮州刺史、李珏為昭州刺史、裴夷直為戶。 16 考異日・中略・獻替記日、 17 會是五年三月二十四日、偶懷在宅、向晚間有中使一人向東、一人向南、處置二故相及裴凌遣人附鹽鐵權相、度支社高書、京兆盧尹、皆言間有使去、不知其故。 2 余遂自為秦狀。 3 二十五日早入中書、從相共續至、從戰次至、陳相最後至、已已時矣。 4 余章相會食、自歸顧寫狀、請開延英賜對。 5 正十五日早入中書、從相共續至、後職於至、民職和爰至、民職和爰至、民職報答。 6 至午、又自寫第二、此事無。 6 至午、又自寫第二、此作則、若有一人進狀伏問、必不捨矣。容德裕極力救解、繼 6 至中時、報開延英。 6 至年、又自寫第二、上作卿、若有一人進狀伏問、必不捨矣。容德裕極力救解、繼 6 至年、政府、和務監督、監督、	3	戶部尚書杜悰奔馬見李德裕曰、天子年少、新即位、茲事不宜手滑。
 盎恐懼、得以為辭。德宗後悔、錄其子孫。文宗疑宋申錄交通潔郎、竄繭至死。既而追悔出游。網筷、五時若有罪感、之更加重能。公不可答、亦苦先行訓勒、俟罪狀著白、誅之今不謀於臣等、遽遣使誅之。人情莫不震駭。願開延英賜對。 至輔時(15~17時)、開延英、召德裕等入。 德格等边游極言、陛下宜重慎此舉、毋致後悔。 上日、朕不悔。三命之坐、 德格等日、臣等顧陛下免二人於死、勿使既死而衆以為冤。今未奉聖旨、臣等不敢坐。 ① 久之、上乃曰、特為卿等釋之。 (德格等醒下階舞蹈。上召升坐、數日、朕嗣位之際、宰相何晉比數。李珏、李田專斯楊妃。(楊妃請立安王、故云然。)嗣爰書云、姑何不效則天臨朝。楊使安王得志、朕那復有今日。 (籍格等日、茲事曖昧、虚實難知。 上日、楊妃曾有疾、文宗聽其弟玄思入侍月餘、以此得通指意。殷細詢內人、情狀皎然也。 基治還二使、(二使一往潭、一往桂。)更貶嗣復為潮州刺史、李珏為昭州刺史、裴夷直為戶。 胡三省注 (考異曰・・中略・・獻替記曰、① 會是元年三月二十四日、偶根在宅、向晚間有中使一人向東、一人向南、處置二故相及裴余遣人附鹽鐵崔相、度支杜尚書、京兆盧尹、皆言聞有使去、不知其故。 ② 余遂草約奏狀。 ① 二十五日早入中書、崔相珙續至、崔鄲次至、陳相最後至、已巳時矣。 ④ 余令三相會食、自歸廳寫狀、請閒延英賜對。 遂狀後更無報答。 ④ 至午、又自寫第二狀封進、 業請得樞密使、至中書問有此事無。 ⑥ 歷帝言、此事至重、陛下都不訪問、便遣使去、物情無不驚懼。請附德裕奏。聖旨若疑故、請先自遠貶、惟此一事不可更行。德裕等至夜不敢離中書、請早閒延矣賜對。 ④ 医裕言、此事至重、陛下都不訪問、便遣使去、物情無不驚懼。請附德裕奏。聖旨若疑故、請先自遠貶、惟此一事不可更行。德格等至夜不敢離中書、請早閒延矣賜對。 ④ 空申時、報閒延英。 ④ 空申時、報閒延英。 ④ 空申時、報閒延英。 ④ 空申時、報閒延英。 ④ 至申時、報閒延英。 ○ 至申時、報閒至英。 ○ 至申時、報閒延英。 ○ 至申時、報閒延英。 ○ 至申時、報閒至 ○ 至申時、報閒至英。 ○ 至申時、報閒至英。 ○ 至申時、報閒至英。 ○ 至申時、報閒至英。 ○ 至申時、報閒至英。 ○ 至申時、報閒至英。 ○ 至申時、報閒至之。 ○ 至申時、報閒至之。 ○ 至中、報閒至之。 ○ 至中、報閒至之。 ○ 至中、報閒至之。 ○ 至中、報閒至之。 ○ 至中、報閒至之。 ○ 至中、報問之、 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	4 3月25日	丙申(25)、德裕與崔珙、崔鄲、陳夷行三上奏、
 7 徳裕等泣沸極言、陛下宜重慎此舉、毋致後悔。 8 上日、朕不悔。三命之坐、 6 總裕等日、臣等願陛下免二人於死、勿使既死而衆以為冤。今未奉聖旨、臣等不敢坐。 10 久之、上乃日、特為卿等釋之。 11 徳裕等躍下階舞蹈。上召升坐、 12 野口、朕師位之際、李相何曾比較。李珏、季稜志在陳王、(陳王、成美也。)嗣復、弘逸正書、姑何不效則天臨朝。婦使安王得志、朕那復有今日。 13 徳裕等日、茲事曖昧、虚實難知。 14 上日、楊妃曾有疾、文宗聽其弟玄思入侍月餘、以此得通指意。朕細詢內人、情狀皎然也。 15 遂追還一使、(二使一往潭、一往桂。)更貶嗣復為潮州刺史、李珏為昭州刺史、裴夷直為戶。 16 (考異日…中略…獻替記曰、 17 會昌元年三月二十四日、偶假在宅、向晚間有中使一人向東、一人向南、處置二故相及裴余遣人贈鹽鐵程相、度支杜尚書、京兆盧尹、皆言間有使去、不知其故。 2 余遂卓約奏狀。 3 二十五日早入中書、崔相珠續至、崔鄂次至、陳相最後至、已巳時矣。 4 余今三相會食、自歸廳寫狀、請開延英賜對。 6 至年、又自寫第二狀封進、 7 兼請得權密使、至中書問有此事無。 6 權密使對日、向者不敢言。相公既知、只是二人、嗣復、李珏。 6 衛音,此事至重、陛下都不訪問、便遺使去、物情無不驚權。請附德裕奏。聖旨若疑故、請先自遠貶、惟此一事不可更行。德裕等至夜不取離中書、請早閒延英賜對。 6 德裕言、此事至重、陛下都不訪問、便遺使去、物情無不驚權。請附德裕奏。聖旨若疑故、請先自遠貶、惟此一事不可更行。德裕等至夜不取離中書、請早閒延英賜對。 6 在申時、報閒延英。 6 会務得丞相、兩省官謂曰、上性剛、若有一人進狀伏問、必不捨矣。容德裕極力教解、繼流血、德裕教不得、他人固不可矣。 	5	又邀樞密使至中書、使入奏。以為、德宗疑劉晏動搖東宮而殺之、中外咸以為冤、兩河不臣者由茲恐懼、得以為辭。德宗後悔、錄其子孫。文宗疑宋申錫交通藩邸、竄謫至死。既而追悔、為之出涕。嗣復、珏等若有罪惡、乞更加重貶。必不可容、亦當先行訊鞫、俟罪狀著白、誅之未晚。 今不謀於臣等、遽遣使誅之、人情莫不震駭。願開延英賜對。
8 上日、朕不悔。三命之坐、 9 德裕等日、臣等願陛下免二人於死、勿使既死而衆以為冤。今未奉聖旨、臣等不敢坐。 10 久之、上乃曰、特為卿等釋之。 11 德裕等羅下階舞蹈。上召升坐、 数日、朕嗣攸之際、宰相何曾比數。李珏、季稜志在陳王、(陳王、成美也。)嗣復、弘逸王統 (安王、蔣也。)陳王猶是文宗遺意、安王則專附楊妃。(楊妃請立安王、故云然。)嗣犯書云、始何不效則天臨劑。幾便安王得志、朕那復有今日。 13 德裕等日、茲事暧昧、虚實難知。 14 上日、楊妃曾有疾、文宗聽其弟玄思入侍月餘、以此得通指意。朕細詢內人、情狀皎然也。 15 遠追還二使、(二使一往潭、一往桂。)更貶嗣復為潮州刺史、李珏為昭州刺史、裴夷直為	6	至晡時(15~17時)、開延英、召德裕等入。
9 德裕等曰、臣等願陛下免二人於死、勿使既死而衆以為冤。今未奉聖旨、臣等不敢坐。 10 久之、上乃曰、特為卿等釋之。 11 德裕等曜下階舞蹈。上召升坐、 数曰、朕嗣位之際、宰相何嘗比數。李珏、季稜志在陳王、(陳王、成美也。)嗣復、弘逸王。(安王、洛也。)陳王超之文宗證意、安王則專附楊妃。(楊妃請立安王、故云然。)嗣犯書云、姑何不效則天臨朝。屬使安王得志、朕那復有今日。 13 德裕等曰、茲事曖昧、虚實難知。 14 上曰、楊妃嘗有疾、文宗聽其弟玄思入侍月餘、以此得通指意。朕細詢內人、情狀皎然也。 15 遠追還二使、(二使一往潭、一往桂。)更貶嗣復為潮州刺史、李珏為昭州刺史、裴夷直為戶。 胡三省注 (考異曰…中略…獻替記曰、 會昌元年三月二十四日、偶假在宅、向晚間有中使一人向東、一人向南、處置二故相及裝余遣人問聽鐵崔相、度支杜尚書、京兆盧尹、皆言聞有使去、不知其故。 ② 余遂草約奏狀。 ③ 二十五日早入中書、崔相珙續至、崔鄂次至、陳相最後至、已巳時矣。 ④ 余令三相會食、自歸廳寫狀、請開延英賜對。 進狀後更無報答。 ⑥ 至午、又自寫第二狀封進、 ② 兼請得樞密使、至中書問有此事無。 ⑧ 樞密使對曰、向者不敢言。相公既知、只是二人、嗣復、李珏。 ⑥ 經常言、此事至重、陛下都不訪問、便遣使去、物情無不驚懼。請附德裕奏。聖旨若疑故、請先自遠貶、惟此一事不可更行。德裕等至夜不敢離中書、請早開延英賜對。	7	德裕等泣涕極言、陛下宜重慎此舉、毋致後悔。
10	8	上曰、朕不悔。三命之坐、
11 德裕等躍下階舞蹈。上召升坐、 斯曰、朕嗣位之際、宰相何嘗比數。李珏、季稜志在陳王、(陳王、成美也。)嗣復、弘逸王。(安王、洛也。)陳王猶是文宗遺意、安王則專附楊妃。(楊妃請立安王、故云然。)嗣妃書云、姑何不效則天臨朝。曏使安王得志、朕那復有今日。 13 德裕等日、茲事曖昧、虛實難知。 14 上曰、楊妃嘗有疾、文宗聽其弟玄思入侍月餘、以此得通指意。朕細詢內人、情狀皎然也。 15 遂追還二使、(二使一往潭、一往桂。)更貶嗣復為潮州刺史、李珏為昭州刺史、裴夷直為戶。 胡三省注 (考異曰・・・中略・・・・献替記曰、 ② 會昌元年三月二十四日、偶假在宅、向晚間有中使一人向東、一人向南、處置二故相及裝余遺人問鹽鐵崔相、度支杜尚書、京兆盧尹、皆言聞有使去、不知其故。 ② 余遂草約奏狀。 ③ 二十五日早入中書、崔相珙續至、崔鄲次至、陳相最後至、巳巳時矣。 ④ 余令三相會食、自歸廳寫狀、請開延英賜對。 ⑤ 進狀後更無報答。 ⑥ 至午、又自寫第二狀封進、 兼請得樞密使、至中書間有此事無。 ⑥ 權密使對日、向者不敢言。相公既知、只是二人、嗣復、李珏。 ⑥ 德裕言、此事至重、陛下都不訪問、便遺使去、物情無不驚懼。請附德裕奏。聖旨若疑故、請先自遠貶、惟此一事不可更行。德裕等至夜不敢離中書、請早開延英賜對。 ① 至申時、報開延英。	9	德裕等曰、臣等願陛下免二人於死、勿使既死而衆以為冤。今未奉聖旨、臣等不敢坐。
12 數日、朕嗣位之際、宰相何嘗比數。李珏、季稜志在陳王、(陳王、成美也。)嗣復、弘逸王。(安王、溶也。)陳王猶是文宗遺意、安王則專附楊妃。(楊妃請立安王、故云然。)嗣妃書云、姑何不效則天臨朝。雖使安王得志、朕那復有今日。 13 德裕等日、茲事曖昧、虛實難知。 14 上日、楊妃嘗有疾、文宗聽其弟玄思入侍月餘、以此得通指意。朕細詢內人、情狀皎然也。楊起遷二使、(二使一往潭、一往桂。)更貶嗣復為潮州刺史、李珏為昭州刺史、裴夷直為戶。 15 遂追還二使、(二使一往潭、一往桂。)更貶嗣復為潮州刺史、李珏為昭州刺史、裴夷直為戶。 16 得異日…中略…獻替記日、 17 會昌元年三月二十四日、偶假在宅、向晚閒有中使一人向東、一人向南、處置二故相及裴余遣人問鹽鐵崔相、度支杜尚書、京兆盧尹、皆言閒有使去、不知其故。 18 完革約奏狀。 19 二十五日早入中書、崔相珙續至、崔鄲次至、陳相最後至、已巳時矣。 19 余令三相會食、自歸廳寫狀、請開延英賜對。 19 進狀後更無報答。 19 董子、又自寫第二狀封進、 19 兼請得樞密使、至中書問有此事無。 19 權密使對日、向者不敢言。相公既知、只是二人、嗣復、李珏。 19 德裕言、此事至重、陛下都不訪問、便遣使去、物情無不驚懼。請附德裕奏。聖旨若疑故、請先自遠貶、惟此一事不可更行。德裕等至夜不敢離中書、請早開延英賜對。 10 至申時、報開延英。 11 余邀得丞相、兩省官謂曰、上性剛、若有一人進狀伏問、必不捨矣。容德裕極力救解、繼流血、德裕教不得、他人固不可矣。	10	久之、上乃曰、特為卿等釋之。
 王。(安王、溶也。) 陳王獨是文宗遺意、安王則專附楊妃。(楊妃請立安王、故云然。) 嗣妃書云、姑何不效則天臨朝。曏使安王得志、朕那復有今日。 徳裕等日、茲事曖昧、虛實離知。 上日、楊妃嘗有疾、文宗聽其弟玄思入侍月餘、以此得通指意。朕細詢內人、情狀皎然也。 遂追還二使、(二使一往潭、一往桂。) 更貶嗣復為潮州刺史、李珏為昭州刺史、裴夷直為戶。 胡三省注 (考異日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11	德裕等躍下階舞蹈。上召升坐、
14 上日、楊妃嘗有疾、文宗聽其弟玄思入侍月餘、以此得通指意。朕細詢內人、情狀皎然也。 透追還二使、(二使一往潭、一往桂。) 更貶嗣復為潮州刺史、李珏為昭州刺史、裴夷直為戶。 胡三省注	12	歎曰、朕嗣位之際、宰相何嘗比數。李珏、季稜志在陳王、(陳王、成美也。)嗣復、弘逸志在安王。(安王、溶也。)陳王猶是文宗遺意、安王則專附楊妃。(楊妃請立安王、故云然。)嗣復仍與妃書云、姑何不效則天臨朝。曏使安王得志、朕那復有今日。
世。	13	德裕等曰、茲事曖昧、虛實難知。
□	14	上曰、楊妃嘗有疾、文宗聽其弟玄思入侍月餘、以此得通指意。朕細詢內人、情狀皎然、非虚也。
① 會昌元年三月二十四日、偶假在宅、向晚間有中使一人向東、一人向南、處置二故相及裴余遣人問鹽鐵崔相、度支杜尚書、京兆盧尹、皆言聞有使去、不知其故。 ② 余遂草約奏狀。 ③ 二十五日早入中書、崔相珙續至、崔鄲次至、陳相最後至、已巳時矣。 ④ 余令三相會食、自歸廳寫狀、請開延英賜對。 ⑤ 進狀後更無報答。 ⑥ 至午、又自寫第二狀封進、 ⑦ 兼請得樞密使、至中書問有此事無。 ⑧ 樞密使對曰、向者不敢言。相公既知、只是二人、嗣復、李珏。 ⑥ 德裕言、此事至重、陛下都不訪問、便遣使去、物情無不驚懼。請附德裕奏。聖旨若疑故、請先自遠貶、惟此一事不可更行。德裕等至夜不敢離中書、請早開延英賜對。 ② 全申時、報開延英。 ② 余邀得丞相、兩省官謂曰、上性剛、若有一人進狀伏問、必不捨矣。容德裕極力救解、繼流血、德裕救不得、他人固不可矣。	15	遂追還二使、(二使一往潭、一往桂。) 更貶嗣復為潮州刺史、李珏為昭州刺史、裴夷直為驩州司戶。
 ② 余遣人問鹽鐵崔相、度支杜尚書、京兆盧尹、皆言聞有使去、不知其故。 ② 余遂草約奏狀。 ③ 二十五日早入中書、崔相珙續至、崔鄲次至、陳相最後至、已巳時矣。 ④ 余令三相會食、自歸廳寫狀、請開延英賜對。 ⑤ 進狀後更無報答。 ⑥ 至午、又自寫第二狀封進、 ⑦ 兼請得樞密使、至中書問有此事無。 ⑧ 樞密使對曰、向者不敢言。相公既知、只是二人、嗣復、李珏。 ⑨ 德裕言、此事至重、陛下都不訪問、便遣使去、物情無不驚懼。請附德裕奏。聖旨若疑故、請先自遠貶、惟此一事不可更行。德裕等至夜不敢離中書、請早開延英賜對。 ⑩ 至申時、報開延英。 ⑪ 金灣母丞相、兩省官謂曰、上性剛、若有一人進狀伏問、必不捨矣。容德裕極力救解、繼流血、德裕救不得、他人固不可矣。 	胡三省注	主 (考異曰…中略…獻替記曰、
 ③ 二十五日早入中書、崔相珙續至、崔鄲次至、陳相最後至、已巳時矣。 ④ 余令三相會食、自歸廳寫狀、請開延英賜對。 ⑤ 進狀後更無報答。 ⑥ 至午、又自寫第二狀封進、 ⑦ 兼請得樞密使、至中書問有此事無。 ⑧ 樞密使對曰、向者不敢言。相公既知、只是二人、嗣復、李珏。 ⑨ 德裕言、此事至重、陛下都不訪問、便遣使去、物情無不驚懼。請附德裕奏。聖旨若疑故、請先自遠貶、惟此一事不可更行。德裕等至夜不敢離中書、請早開延英賜對。 ⑩ 至申時、報開延英。 ⑪ 至申時、報開延英。 ⑪ 余邀得丞相、兩省官謂曰、上性剛、若有一人進狀伏問、必不捨矣。容德裕極力救解、繼流血、德裕救不得、他人固不可矣。 	1)	會昌元年三月二十四日、偶假在宅、向晚聞有中使一人向東、一人向南、處置二故相及裴夷直。 余遣人問鹽鐵崔相、度支杜尚書、京兆盧尹、皆言聞有使去、不知其故。
 ④ 余令三相會食、自歸廳寫狀、請開延英賜對。 ⑤ 進狀後更無報答。 ⑥ 至午、又自寫第二狀封進、 ⑦ 兼請得樞密使、至中書問有此事無。 ⑧ 樞密使對曰、向者不敢言。相公既知、只是二人、嗣復、李珏。 ⑨ 德裕言、此事至重、陛下都不訪問、便遣使去、物情無不驚懼。請附德裕奏。聖旨若疑故、請先自遠貶、惟此一事不可更行。德裕等至夜不敢離中書、請早開延英賜對。 ⑩ 至申時、報開延英。 ⑪ 全申時、報開延英。 ⑪ 余邀得丞相、兩省官謂曰、上性剛、若有一人進狀伏問、必不捨矣。容德裕極力救解、繼流血、德裕救不得、他人固不可矣。 	2	余遂草約奏狀。
(5) 進狀後更無報答。 (6) 至午、又自寫第二狀封進、 (7) 兼請得樞密使、至中書問有此事無。 (8) 樞密使對曰、向者不敢言。相公既知、只是二人、嗣復、李珏。 (9) 德裕言、此事至重、陛下都不訪問、便遣使去、物情無不驚懼。請附德裕奏。聖旨若疑故、請先自遠貶、惟此一事不可更行。德裕等至夜不敢離中書、請早開延英賜對。 (10) 至申時、報開延英。 (11) 余邀得丞相、兩省官謂曰、上性剛、若有一人進狀伏問、必不捨矣。容德裕極力救解、繼流血、德裕救不得、他人固不可矣。	3	二十五日早入中書、崔相珙續至、崔鄲次至、陳相最後至、已巳時矣。
(6) 至午、又自寫第二狀封進、 (7) 兼請得樞密使、至中書問有此事無。 (8) 樞密使對曰、向者不敢言。相公既知、只是二人、嗣復、李珏。 (9) 德裕言、此事至重、陛下都不訪問、便遣使去、物情無不驚懼。請附德裕奏。聖旨若疑故、請先自遠貶、惟此一事不可更行。德裕等至夜不敢離中書、請早開延英賜對。 (10) 至申時、報開延英。 (11) 余邀得丞相、兩省官謂曰、上性剛、若有一人進狀伏問、必不捨矣。容德裕極力救解、繼流血、德裕救不得、他人固不可矣。	4	余令三相會食、自歸廳寫狀、請開延英賜對。
(7) 兼請得樞密使、至中書問有此事無。 (8) 樞密使對曰、向者不敢言。相公既知、只是二人、嗣復、李珏。 (9) 德裕言、此事至重、陛下都不訪問、便遣使去、物情無不驚懼。請附德裕奏。聖旨若疑故、請先自遠貶、惟此一事不可更行。德裕等至夜不敢離中書、請早開延英賜對。 (10) 至申時、報開延英。 (11) 余邀得丞相、兩省官謂曰、上性剛、若有一人進狀伏問、必不捨矣。容德裕極力救解、繼流血、德裕救不得、他人固不可矣。	5	進狀後更無報答。
 10 10 10 10 植密使對曰、向者不敢言。相公既知、只是二人、嗣復、李珏。 德裕言、此事至重、陛下都不訪問、便遺使去、物情無不驚懼。請附德裕奏。聖旨若疑故、請先自遠貶、惟此一事不可更行。德裕等至夜不敢離中書、請早開延英賜對。 11 12 12 13 14 15 16 17 18 19 10 11 11 12 12 13 14 15 16 17 18 18 19 10 10 11 11 12 13 14 15 16 17 18 19 10 10 10 10 10 10 10 11 12 13 14 15 16 16 17 18 19 19 10 <l< td=""><td>6</td><td>至午、又自寫第二狀封進、</td></l<>	6	至午、又自寫第二狀封進、
 ⑨ 德裕言、此事至重、陛下都不訪問、便遣使去、物情無不驚懼。請附德裕奏。聖旨若疑故、請先自遠貶、惟此一事不可更行。德裕等至夜不敢離中書、請早開延英賜對。 ⑩ 至申時、報開延英。 ⑪ 余邀得丞相、兩省官謂曰、上性剛、若有一人進狀伏問、必不捨矣。容德裕極力救解、繼流血、德裕救不得、他人固不可矣。 	7	兼請得樞密使、至中書問有此事無。
 故、請先自遠貶、惟此一事不可更行。德裕等至夜不敢離中書、請早開延英賜對。 至申時、報開延英。 余邀得丞相、兩省官謂曰、上性剛、若有一人進狀伏問、必不捨矣。容德裕極力救解、繼流血、德裕救不得、他人固不可矣。 	8	樞密使對曰、向者不敢言。相公既知、只是二人、嗣復、李珏。
① 余邀得丞相、兩省官謂曰、上性剛、若有一人進狀伏問、必不捨矣。容德裕極力救解、繼流血、德裕救不得、他人固不可矣。	9	德裕言、此事至重、陛下都不訪問、便遣使去、物情無不驚懼。請附德裕奏。聖旨若疑德裕情故、請先自遠貶、惟此一事不可更行。德裕等至夜不敢離中書、請早開延英賜對。
流血、德裕救不得、他人固不可矣。	10	至申時、報開延英。
17.77 延基駅 结狄索三相八支帝伽相東市 响叩法当二二	11)	余邀得丞相、兩省官謂曰、上性剛、若有一人進狀伏問、必不捨矣。容德裕極力救解、繼以叩頭 流血、德裕救不得、他人固不可矣。
(型)	12	及召入延英殿、徳裕率三相公立當御榻奏事、嗚咽流涕云云。
③ 上既捨之。	13	上既捨之。
④ 又令丞郎、兩省官宣示。	14	又令丞郎、兩省官宣示。
⑤ 今從實錄、亦采獻替記。	15	今從實錄、亦采獻替記。

『資治通鑑』巻二四六、会昌元年三月の条による()内は原注

如令諫官論爭、雖千疏、我不赦。德裕重拜。因追還使者、嗣復等帝不許、德裕伏不起。帝曰、為公等赦之。德裕降拜升坐。帝曰、

れず、文書での諫言を無視することはさほどの難儀では無い。 事件の故事により、諫官たちの活動をある程度想定していたのかも知配慮が窺える。そもそも武宗は、楊嗣復・李珏に対して彼なりに脅威配慮が窺える。そもそも武宗は、楊嗣復・李珏に対して彼なりに脅威

を説得する力量が要請される。 の配慮は必要である。いわんや面談での諫争に持ち込まれたならば、の配慮は必要である。いわんや面談での諫争に持ち込まれたならば、

は、 「3]枢密使の協力。李徳裕が上記[2]の如く強気に出られたのは、 「3]枢密使の協力。李徳裕が上記[2]の如く強気に出られたのは、 「3]枢密使の協力。李徳裕が上記[2]の如く強気に出られたのは、 「3]枢密使の協力。李徳裕が上記[2]の如く強気に出られたのは、

何であろうか。実は、これに関して、次のような記録が存在する。そこで想定されるのは、仮に枢密使が宰相に敵対的であったなら如

二)杜悰事件

のような「逸話」を掲載する。『資治通鑑』巻二五〇、懿宗、咸通二年(八六一)、二月の条には

次

① 三 三 也。且曰、 ②公慶出斜封文書以授悰、 宣 受宣命也。)三相起、避之西軒。 兩樞密使詣中書、 當時宰相無名者、 發之、 宣徽使楊公慶繼至、 當以反法處之。 乃宣宗大漸時、 (三相、 畢誠、 獨揖悰受宣、 杜審權、 請鄆王監國奏 蔣伸也。

明行誅譴。
③悰反復讀良久、曰、主上欲罪宰相、當於延英面示聖旨、所宜窺。復封以授公慶、曰、主上欲罪宰相、當於延英面示聖旨、所宜窺。今日此文書、非臣下

④公慶去。

朝、 相、 密 刑殺為後、 國政。今主上新踐阼、未熟萬機、資內外裨補、 ⑤ 悰復與兩樞密坐、 則上手滑矣、中尉、 所望致君堯舜、 権禁闈 豈得遽贊成殺宰相事。若主上習以性成、 (時以兩中尉、 謂曰、 不欲朝廷以愛憎行法 樞密亦將及禍、 兩樞密為四貴)、 內外之臣、 事猶一 豈得不自以為憂)、 宗受恩六 豈得不自憂乎 體、 固當以仁愛為先、 宰相、 則中尉、樞 樞密共象 (言殺宰

此。慙悚而退。 ⑥兩樞密相顧默然、徐曰、當具以公言白至尊、非公重德、無人及

⑦三相復來見悰、微請宣意、悰無言。三相惶怖、乞存家族

⑧悰曰、勿為他慮。既而寂然、無復宣命

⑨及延英開、上色甚悅。

る。それを踏まえて当該資料を敢えて検討の対象とする。英殿に関わってある種の観念が共有されていたのではないかと思われ立し『資治通鑑』が採用していることについて、当時の宰相粛清と延あって実在しないとされることである。しかし、このような逸話が成最初に言明しなければならないのは、このエピソードは作り話で

概要は、枢密使両人及び宣徽使が中書に赴き、懿宗皇帝擁立に与し

英殿」は象徴として確立していたと言えよう。 英殿」は象徴として確立していたと言えよう。 英殿」は象徴として確立していたと言えよう。 女は、當に延英にて聖旨を面示し、明らかに誅譴を行うべし」(③)と は、當に延英にて聖旨を面示し、明らかに誅譴を行うべし」(③)と は、當に延英にて聖旨を面示し、明らかに誅譴を行うべし」(③)と なかった三宰相の粛清を宰相杜悰に示唆、杜悰の反論と説得で事なき

おわりに

本論で述べたことをまとめると以下のようになる。

- いう故事が、代宗の元載粛清に関わって成立した。して、皇帝が宰相を処罰する際、そこに出御し事態を指揮するとであり、内廷と外廷の結束点であった。しかしながらそれを逆用一、延英殿は禁中にありながら、外廷の臣僚と自在に会談できる殿宇
- にて朝官の前に姿を現し、慎重に意見を聴取するという文宗個人や諫官の抗議を招き、より穏健な結末に至った。この際、延英殿朝官の集議に付した。これによって、南衙官僚組織の司法担当者粛清に動いたが、北司反主流派(馬存亮)の助言に従い、事案を、宋申錫疑獄事件において、文宗はやはり延英殿に出御して宰相の

の政治手法が発揮された。

- 事態が出現した。

 導権を失ったことにより、北司による一方的な朝官の殺戮という三、甘露の変では、文宗が北司によって禁中に拉致され、一時的に主
- 進興事件である。

 で司法官僚・諫官達が専権宦官仇士良の意図に挑戦したのが賀蘭に出て彼らの意見聴取を行う手法を復活させたが、これに呼応し四、文宗は、甘露の変以降、朝政を正常化すべく、再び官僚達の面前
- 相陣による武宗皇帝説得を成功させる。が、宰相李徳裕は枢密使の助力のもと、延英殿開催を請願し、宰五、武宗を擁立した仇士良は、再び宰相経験者の誅殺をもくろんだ
- に繋がった。
 に繋がった。
 に対する朝官の意識が、懿宗朝の宰相杜悰に関わる逸話の創造に対する朝官側の抵抗手段として有効であったことを示し、そう六、二・五の成功事例は「開延英殿」が北司の横暴或いは皇帝の擅断

注

(1) 『唐王朝の宮城と御前会議』(晃洋書房、二〇〇六年)。

- (2) 白居易の「寄隠者」詩に、「云是右丞相、當國握樞務。祿厚食萬錢、恩深日(2) 白居易の「寄隠者」詩に、「云是右丞相、當國握樞務。祿厚食萬錢、恩深日(2) 白居易の「寄隠者」詩に、「云是右丞相、當國握樞務。祿厚食萬錢、恩深日(2) 白居易の「寄隠者」詩に、「云是右丞相、當國握樞務。祿厚食萬錢、恩深日
- は、前掲注1拙著付論二(初出一九九九年)参照。華書局香港分局一九七四年版)。陳氏所説に対する諸論者の批判について(3)陳寅恪氏『唐代政治史述論稿』(一九四三年初版、筆者が参照したのは、中

13

 $\widehat{12}$

- 一九七五年)九一頁。 (4)横山裕男氏「甘露の変始末―唐代政治史の一齣―」(『長野大学紀要』五号、
- (5)事件の梗概については、前掲注4、横山氏論考参照。専論として史秀蓮氏「唐文宗朝宋申錫案発微」(『唐都学刊』一五―三、一九九九年)、汴孝萱氏「唐宋申錫冤案研究」(『揚州大学学報(人文社会科学版)』五―三、二〇〇「唐宋申錫冤案研究」(『揚州大学学報(人文社会科学版)』五―三、二〇〇二年)などがある。文宗朝と続く武宗朝の政治情勢については、黄日初氏「唐宋中錫冤案研究」(『揚州大学学報(人文社会科学版)』五―三、二〇〇二年)が近年の成果である。
- れる(同書二六二頁)。表1のB-36~43が相当しよう。 なかった「原始史料」が移録され、それは当該事件の審理檔案であるとさついての簡要な解説があり、特に宋申錫事件について『旧唐書』が採用し(6) 黄永年氏『唐史史料学』(上海書店出版社、二○○二年)に『冊府元亀』に
- 一 1. F) 《A.S.。 年)、及び拙稿「唐代入閤の儀と甘露の変」(『立命館文学』六六四号 二〇年)、及び拙稿「唐代入閤の儀と甘露の変」(『立命館文学』六六四号 二〇〇三 7 入閤」の儀礼については、前掲注1拙著、第二部第三章(初出二〇〇三
- 上疏参照。(8)『唐会要』巻一八、原廟裁制下、元和一四年(八一九)二月の太常丞王涇の(8)『唐会要』巻一八、原廟裁制下、元和一四年(八一九)二月の太常丞王涇の
- (9) 前揭注7拙稿参照。
- 前掲注5論著参照。 宗擁立(宝暦宮変)が、宦官が皇帝擁立権を確立した画期であるとされる。宗擁立(宝暦宮変)が、宦官が皇帝擁立権を確立した画期であるとされる。
- る(『新唐書』巻二〇七、宦官上、吐突承瓘伝、馬存亮伝)ことから、王守瓘と同じく同軍に属して副使を務め、敬宗朝で吐突承瓘の冤罪を訴えてい(11) 馬存亮は、穆宗朝期に王守澄一派によって粛清された左神策軍中尉吐突承

- 5黄楼氏論著参照。 考察」(『関西大学東西学術研究所紀要』五一号、二〇一八年)及び前掲注勢力関係については、李宇一氏「中唐期における左・右神策軍に関する一澄とは一線を画しており、それが背景にあったと思われる。左右神策軍の
- (『長崎大学教育学部社会科学論叢』二八号、一九七九年)参照。七年・一九七八年)、「唐末内侍省における鞫獄の性格と機能について」様態(上)(下)」(『長崎大学教育学部社会科学論叢』二六・二七、一九七内侍省の鞫獄及び詔獄については、室永芳三氏「唐代における詔獄の存在
- 巻七七に立伝)が崩御しており、これによる国忌かと思われる。后王氏(憲宗の母である順宗荘憲皇后王氏、『旧唐書』巻五二、『新唐書』巻一五及び『新唐書』巻七、憲宗紀、『唐会要』巻三、皇后も同日)に、太巻一五及び『新唐書』巻七、憲宗紀、『唐会要』巻三、皇后も同日)に、太巻一五及び『新唐書』巻二三九、元和十一年(八一六)三月庚午(四日、『旧唐書』
- る。 した経歴があり、これが他の二相と違い、宋の弁護に踏み切った理由とす(4) 前掲注5、汴氏論考によると、牛僧孺は、かつて宋申錫を監察御史に抜擢
- 儀礼―』(柏書房、一九九六年)第1章第一節参照。(15)唐代の集議については、渡辺信一郎『天空の玉座―中国古代帝国の朝政と
- (16) 『旧唐書』巻一一八、元載伝に、

知内侍省事董秀、與載同惡、先載於禁中杖殺之。 知内侍省事董秀、與載同惡、先載於禁中杖殺之。 是部侍郎袁傪、礼部侍郎常袞、諫議大夫杜亞、同推求其状。辯罪問端、有等及載男仲武、季能並収禁。命吏部尚書劉晏訊鞫、晏以載受任樹黨、為部侍郎袁傪、礼部侍郎常袞、諫議大夫杜亞、同推求其状。辯罪問端、李怡出自禁中、仍遣中使詰以陰事。載、縉皆伏罪。是日、宦官左衛将軍、李大将軍呉湊、収載、縉于政事堂、各留繋本所。并中書主事卓英倩、李大曆十二年[七七七]三月庚辰[二八]、仗下後、上御延英殿、命左金吾大曆十二年[七七七]三月庚辰[二八]、仗下後、上御延英殿、命左金吾大曆十二年[七七七七]三月庚辰[二八]、仗下後、上御延英殿、命左金吾

- (18) 文宗皇帝の政治姿勢については、前掲注1拙著第一部第五章(初出二〇〇に伏して皇帝に面会を求める示威的な諫争である。同書第一部第一章参照。可能性がある。伏閣とは、徳宗朝以後見られる直諫の形式で、臣僚が門前可能性がある。伏閣とは、徳宗朝以後見られる直諫の形式で、臣僚が門前の際の諫官の請対であるが、『旧唐書』巻一六五、崔玄亮伝によると、「延(7)請対については、前掲注1拙著第一部第一章(初出一九九〇年)参照。こ
- (19)しかし、二月二十九日の浴堂殿の議論に看取されるように、その危険性は二年)参照。
-)『資治通鑑』巻二四五、大和九年十一月条。

 $\widehat{20}$

内在していた。

- (21) 前掲注3拙稿参照。
- 〔2〕前掲注1拙著第一部第五章(初出二○○二年)参照。
- 意図を示している。)『新唐書』巻二〇七、仇士良伝に所載する、仇士良の致仕の際の発言は逆の

外事、萬機在我、恩澤權力欲焉往哉。衆再拜。 盛鷹馬、日以毬獵聲色蠱其心、極侈靡、使悅不知息、則必斥經術、闇遠、減玩好、省游幸、吾屬恩且薄而權輕矣。為諸君計、莫若殖財貨、唯。士良曰、天子不可令閑暇、暇必觀書、見儒臣、則又納諫、智深盧士良之老、中人舉送還第、謝曰、諸君善事天子、能聽老夫語乎。衆唯

- (24) 藍田県の軍鎮など、長安城外の護軍中尉隷下の軍鎮について、近年の研究(24) 藍田県の軍鎮など、長安城外の護軍中尉隷下の軍鎮について、近年の研究(24) 藍田県の軍鎮など、長安城外の護軍中尉隷下の軍鎮については、第六巻(東京大学出版会、一九九九年)がある。神策軍の治安維持については、学輯刊』二〇〇九一五)参照。唐朝の仏教集会に対する統制については、学輯刊』二〇〇九一五)参照。唐朝の仏教集会に対する統制については、学輯刊』二〇〇九一五)参照。唐朝の仏教集会に対する統制については、学輯刊』二〇〇九一五)参照。唐朝の仏教集会に対する統制については、学輯刊』二〇〇九一五)参照。古書中版書(上海社会科学院歴史研究が、「東京大学出版会、一九九九年)一〇四頁参照。

磷、壁玉琢而彌堅。轉宣和殿使。載離寒暑、日往月來、每侯鑾輿、晷刻無失。金石磨而不轉宣和殿使。載離寒暑、日往月來、每侯鑾輿、晷刻無失。金石磨而不

思われる。前掲注5黄楼氏論著下冊、五四九頁も参照。 思われる。前掲注5黄楼氏論著下冊、五四九頁も参照。 でれているので、少なくとも文宗朝初期以前に宣和殿使に任じていたと同官鎮監軍、供奉官、栽接使を歴任し、開成五年(八四〇)に新羅使に任官、鷄坊使、宣和殿使に任官し、その後、軍器監判官、左神策軍宴設使、官、鷄坊使、宣和殿使に任官し、その後、軍器監判官、左神策軍宴設使、とあり、宦官である墓主が宣和殿使を務め、皇帝の出駕を出迎えた事が記とあり、宦官である墓主が宣和殿使を務め、皇帝の出駕を出迎えた事が記

(26) 『冊府元亀』巻一三一、帝王部、延賞二に、

とあり、また、『資治通鑑』巻二四六、開成三年正月の条参照。 | 於閤内、召起居舎人魏謩對、問文貞之疇績、因訪其族裔。故有是命。[開成]三年[八三八]四月、以鄧州南陽縣尉魏可則、為櫟陽縣尉。時

27

- て」『大学院年報』(立正大学)三三、二〇一六年参照。て」『大学院年報』(立正大学)三三、二〇一六年参照。また、甘露の変以後の朝学生書局、一九七四年)四九七~四九八頁参照。また、甘露の変以後の朝学生書局、一九七四年)四九七~四九八頁参照。また、甘露の変以後の朝学生書局、一九七四年)四九七~四九八頁参照。また、甘露の変以後の朝学生書局、一九七四年)四九七~四九八頁参照。また、甘露の変以後の朝堂との動向については、兼平雅子氏「甘露の変直後の「反宦官」動向について、「大学院年報」(立正大学)三三、二〇一六年参照。
- (28)『文武両朝献替記』については、鈴木正弘氏「李徳裕撰「文武両朝献替記」について」(『史正』二三号、一九九四年)、傅璇琮氏『李徳裕年譜』(中華について」(『史正』二三号、一九九四年)、傅璇琮氏『李徳裕年譜』(中華たのは、前年開成五年(八四〇)の出来事とする(同書一九九頁)。
- (29) 傅璇琮·周建国両氏『李徳裕文集校箋』(河北教育出版社、二〇〇〇年)巻
- (30) 北宋の王曽『王文正公筆録』は、宰相の上殿奏事の際、唐・五代では皇帝(30) 北宋の王曽には、江〇一九年)が包書は、江〇一九年)が包書に、江〇十十年)が包書に、江〇一九年)が包書に、江〇一九年)に、江〇一九年)に、江〇一九年)に、江〇十十年)に、江〇十年

宰相達が、玉座に座る武宗皇帝に威圧感を与えたのかも知れない。貴重な宰相着座の慣例を重視したものなのであろうか。或いは、殿上で起立するのアドバイスをいただいた。李徳裕達に着座を命じる武宗皇帝の態度は、学部辻正博教授から「玉座に座る皇帝の視線の高さ」に注意を払うべきとまた、本稿の梗概を、二〇二〇年に学会報告した際、京都大学総合人間

助言を賜った辻教授に感謝申し上げたい。

- (31)前掲注17で述べたように、諫(31)前掲注28、渡邊孝氏論考参照。
- であった。前掲注1、拙著第一部第四章(初出一九九四年)参照。が、これも次第に神通力を失い、傾聴するか否かは最終的には皇帝の任意延英門や東上閣門で示威的に行う「伏閣上訴」が徳宗朝以来行われていた3)前掲注17で述べたように、諫官達の諫争については、通常の上奏の他に、
- (33) もっとも『献替記』は李徳裕自身の著作であり、彼の活躍ぶりは割り引く

36

- (34)楊欽義と李徳裕の関係は、前掲注3陳寅恪氏論考を始め、多くの研究者が(34)楊欽義と李徳裕の関係は、前掲注3陳原恪所の関係と李徳裕の関係は、前掲注3陳寅恪氏論考を始め、多くの研究者が
- (3) 本文で引用した『資治通鑑』巻二五○の記事の胡注には、 関也。今於甫國史。 原也。今於甫國史。 (3) 本文で引用した『資治通鑑』巻二五○の記事の胡注には、 (3) 本文で引用した『資治通鑑』巻二五○の記事の胡注には、 原也。今於甫國史。 原也。今於甫國史。 原立。被立鄭王者王宗實。新傳云歸長、 藍此亦是據杜悰家傳書之、其辭旨抑揚容有過其實者。洪邁隨筆曰、按 (3) 本文で引用した『資治通鑑』巻二五○の記事の胡注には、

とあり、『資治通鑑』の史料採択を批判している。文中の「洪邁隨筆」は、

待ちたい。無稽とはいえない」との見解を紹介されている。これについては、後考に無稽とはいえない」との見解を紹介されている。これについては、後考に七や趙紹祖『新旧唐書互證』巻一七などで提示されている「あながち荒唐(中華書局、二〇二一年)は、本条の箋において、王緯『大事記続編』巻六(中華書局、二〇二一年)は、本条の箋において、王緯『大事記続編』巻六、杜悰の条である。凌郁之氏『容齋随筆箋證』上

諸先生方に感謝を申し上げます。で口頭発表した内容の一部である。席上、貴重なアドバイスをいただいた本稿は、二〇二〇年十二月二六日に、六朝史研究会において、同名の題目

(本学文学部教授)